令和８年度

宮 崎 県 信用保証協会の 現 況

ディスクロージャー誌 2026



CREDIT GUARANTEE CORP. OF MIYAZAKI

宮崎県信用保証協会

ごあいさつ



宮崎県信用保証協会
会長　平 山 文 春

平素より当協会の業務運営につきまして、格別の御支援、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。今年度も当協会の業務内容や事業実績、経営計画等を御報告するためのディスクロージャー誌を発刊いたしました。本誌を通じまして、より多くの皆様に当協会や信用保証制度に対する理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、宮崎県経済を取り巻く環境は、社会・経済構造の変化が進む中、原材料・エネルギー価格の高止まりや人手不足、人口減少、事業承継など、県内の中小企業・小規模事業者の皆様にとって、依然として厳しい状況が続いております。一方で、観光や農林水産業、食品関連産業をはじめ、地域資源を生かした新たな事業への挑戦や、デジタル化・生産性向上に取り組む動きも広がっており宮崎の持つ潜在力には大きな可能性があると感じております。

こうした中、信用保証協会に求められる役割も変化しております。事業に必要な資金の調達を支える「信用保証」は、私たちの重要な役割であることに変わりありません。しかし、「信用保証」だけにとどまらず、事業者の皆様が抱える経営課題に寄り添い、金融機関や商工団体、行政、支援機関等、地域の様々な関係者と連携しながら、創業から経営改善、事業承継まで、それぞれのステージに応じた「経営支援」を行うことも重要な役割であると考えております。
その役割を果たすべく当協会では、「がんばる中小企業のサポーター」として、資金繰り支援はもとより、創業、事業承継、経営改善、事業再生など、事業者の皆様のライフステージに応じた支援に取り組んでおります。中でも、当協会が事務局を務める「宮崎県中小企業支援ネットワーク」は、地域の中小企業支援に携わる関係機関がそれぞれの専門性を生かしながら連携する重要な基盤であります。令和７年度は人材確保に関するワークショップや中小企業デジタル化相談対応力に関する研修等を実施いたしました。

今後は、中小企業支援ネットワークの更なる機能強化を図るとともに、近年注力している「経営者保証に依存しない融資慣行」の推進、「予兆管理」による早期の課題把握に関する取組をより充実させ、金融支援と経営支援の一体化を通して、県内の中小企業・小規模事業者の皆様の持続的な発展を支えてまいります。

私たちは、これからも皆様に信頼され、必要とされる信用保証協会であり続けるため、社会規範やコンプライアンスの遵守はもとより、公的信用機関としての責務を果たすため、役職員一丸となって業務に取り組んでまいりますので、より一層の御支援と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和８年９月

CONTENTS

ごあいさつ

1．宮崎県信用保証協会の概要 …… 2
- 沿革、業績の推移

2．信用保証協会の役割 …… 3

3．信用保証のしくみ …… 4
- 信用補完制度　● 信用保証制度　● 信用保険制度

4．令和７年度事業報告 …… 6
- 貸借対照表　● 収支計算書　● 財産目録　● 基本財産
- 令和７年度の主な取組

5．令和８年度経営計画 …… 22

6．コンプライアンスについて …… 28

7．個人情報保護宣言 …… 30

8．信用保証のご利用について …… 32
- ご利用いただけるお客様　● 原則として保証を受けられない方
- 保証の内容　● 責任共有制度について　● 信用保証料について

9．主な信用保証制度の紹介 …… 36

10．近年の業務実績及び保証承諾統計 …… 38
- 近年の業務実績（５ヵ年分）　● 保証承諾統計（３ヵ年分）　● 代位弁済

11．役員・組織体制 …… 45
- 役員名簿　● 組織機構図

シンボルマーク紹介

グリーンが宮崎県の雄大な自然を表し、「信用」の『Ｓ』が県内経済に幅広く浸透していくイメージをデザイン化したものです。

宮崎県信用保証協会のオリジナルキャラクター紹介



「ワンポ」

古来、人との関わりが深く、番犬としての頼もしいイメージと、人懐っこく可愛らしいイメージの両方を持ち合わせた「犬」をモチーフとしています。

当協会のコーポレートカラー『ハンターグリーン』をベースに、「信用保証」の『信』の文字をあしらったロボットスーツを着用し、県内の中小企業・小規模事業者の皆様のために奔走します。

1 宮崎県信用保証協会の概要

（令和８年３月末時点）

沿　　革

昭和24年３月29日　社団法人宮崎県信用保証協会設立認可
昭和24年４月16日　設立登記
昭和24年10月25日　財団法人に組織変更
昭和28年８月10日　「信用保証協会法」公布施行
昭和29年６月28日　信用保証協会法に基づく宮崎県信用保証協会認可

根拠法律

信用保証協会法

目　　的

中小企業･小規模事業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、金融の円滑化を通じて、事業の健全な発展を支援する

基本財産

15,048百万円
基　　金　7,148百万円
基金準備金　7,900百万円

保証債務残高

件　　数　23,707件
金　　額　191,802百万円

利用企業者数

14,523企業（前年比29先減少）

役職員数

理　　事　12名（非常勤９名）
監　　事　３名（非常勤２名）
職　　員　51名

事務所

本　　所
昭和37年７月１日　都城連絡所開設
（都城商工会議所内において、月１回の定期相談会を行っています。）
昭和49年５月27日　新事務所営業開始（現在の店舗：宮崎市宮田町２番23号）
昭和52年４月４日　延岡支所開設（延岡商工会館内）
平成26年４月１日　延岡支所廃止（延岡商工会館内）

業績の推移

（単位：百万円）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
保証承諾	45,609	61,939	56,601
保証債務残高	195,897	192,282	191,802
代位弁済	1,959	2,196	2,259
回　　収	316	308	325
収支差額	516	447	450
保証利用度	45.5%	46.0%	45.6%

2 信用保証協会の役割

信用保証協会の目的

信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年８月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業・小規模事業者が銀行その他金融機関から貸付等を受ける際に、その債務を保証することを主たる業務とし、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする公的な保証機関です。

信用保証協会の理念

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業・小規模事業者に対し、公的機関としてその将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、金融相談、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

中小企業者等のために

信用保証協会は信用保証協会法に基づき設立された公的機関として、経営に真摯に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、金融上の公的保証人となって、中小企業・小規模事業者と金融機関とを結ぶ「架け橋」の役割を果たすとともに、中小企業・小規模事業者の経営の改善発達に係る助言その他の支援を行います。

金融機関とともに

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者に直接融資を行う機関ではありませんが、その公的保証人になることにより金融機関のリスクを軽減し金融の円滑化を図るとともに、中小企業・小規模事業者の経営の改善発達を促進するために、金融機関との連携を通じて、中小企業・小規模事業者の成長、発展を支援する役割を果たしています。

3 信用保証のしくみ

信用補完制度

中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関から融資を受ける際に、保証協会が公的な保証人となって借入等を容易にし、中小企業の健全な育成を金融の側面からサポートする制度が「信用保証制度」です。

この制度を強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は、日本政策金融公庫の保険によって保証協会が行う債務の保証（信用保証）について保険が掛けられている制度です。

この信用保証制度と信用保険制度の二つの制度を総称して「信用補完制度」と呼んでいます。この信用補完制度は、国の経済政策において重要な施策として機能しています。

【信用補完制度の概略図】

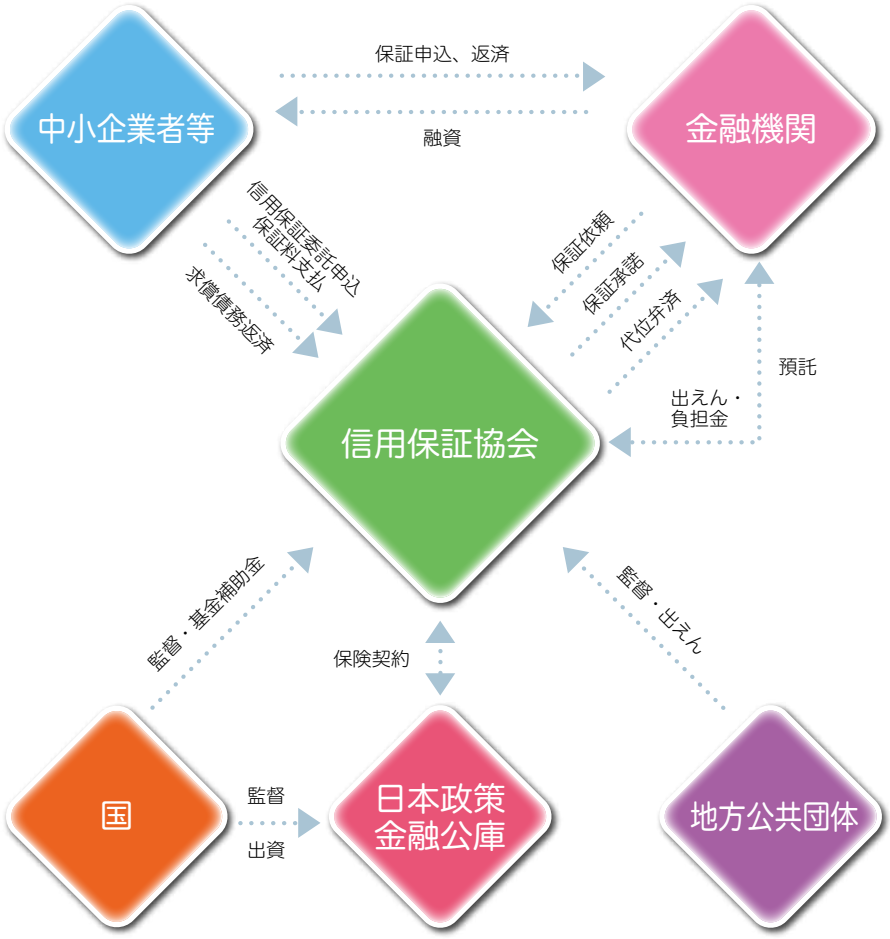

信用保証制度

信用保証制度の当事者は、中小企業・小規模事業者、金融機関、保証協会の三者です。

① 中小企業者等は、金融機関又は保証協会に保証の申込をします。
② 信用保証協会は、申込のあった中小企業者等の信用調査･審査を行い、信用保証が適当と認めた場合は、金融機関に対して信用保証書を発行します。

③ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者等に融資を行います。
④ 中小企業者等は、金融機関を通じて保証協会へ信用保証料をお支払いいただきます。
⑤ 中小企業者等は、融資条件に従って金融機関に借入金を返済します。
⑥ 中小企業者等が何らかの事情で借入金の全額または一部の返済が出来なくなった場合、金融機関は当協会に対して代位弁済の請求を行います。
⑦ 当協会は、この請求に基づき中小企業者等に代わって借入金の残金を金融機関に代位弁済をします。
⑧ 当協会は、代位弁済により中小企業者等に対して求償権（債権）を取得します。
⑨ 当協会は、中小企業者等の立ち直りを支援しつつ、中小企業者等から求償権の回収を行います。

【信用保証制度の概略図】

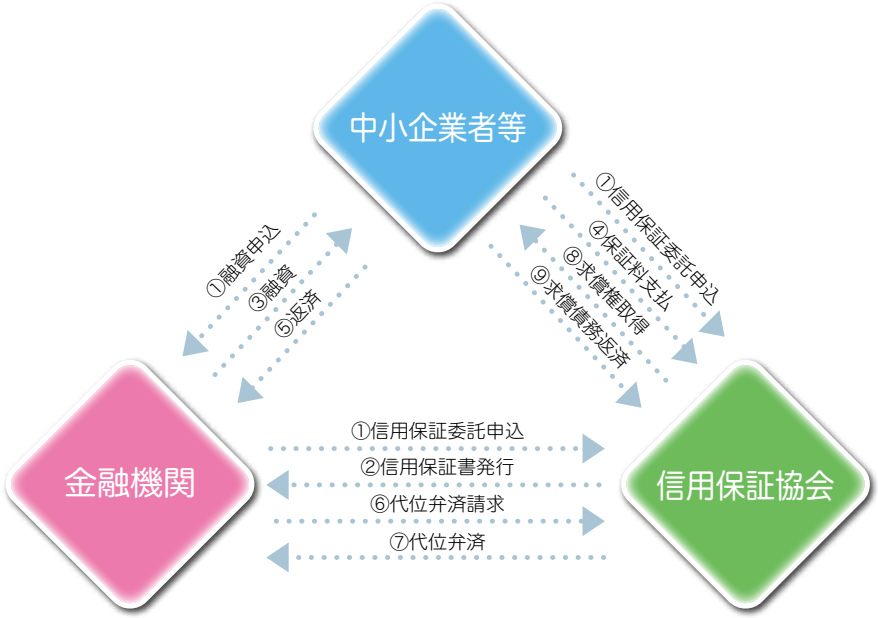

信用保険制度

① 日本政策金融公庫（以下、「日本公庫」）と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は当協会の保証に対して保険を引き受けます。
② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として信用保証協会に支払います。
⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を保険金の受領割合に応じて、日本政策金融公庫に納付します。

【信用保険制度の概略図】

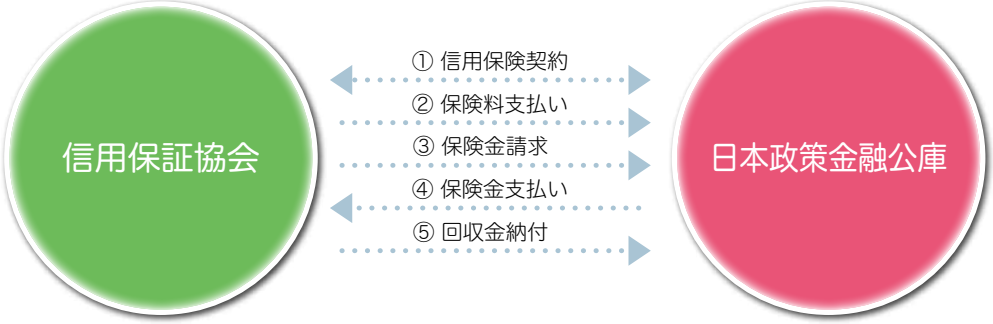

4 令和７年度事業報告

貸借対照表（令和８年３月31日現在）

（単位：円）

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	0	基本財産	15,048,388,229
現金	0	基金	7,147,909,000
小切手	0	基金準備金	7,900,479,229
預け金	7,556,655,289	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	2,708,516,833
普通預金	4,926,183,314	その他有価証券評価差額金	0
通知預金	0	責任準備金	1,293,324,705
定期預金	2,601,700,000	求償権償却準備金	246,857,040
郵便貯金	28,771,975	退職給与引当金	414,303,103
金銭信託	0	損失補償金	1,014,144,441
有価証券	14,853,031,582	保証債務	191,801,723,518
国債	199,371,407	求償権補填金	0
地方債	4,099,849,268	保険金	0
社債	9,998,510,907	損失補償補填金	0
株式	2,000,000	借入金	0
受益証券	0	長期借入金	0
新株予約権	0	（うち日本政策金融公庫分）	0
ファンド出資	0	短期借入金	0
譲渡性預金	553,300,000	（うち日本政策金融公庫分）	0
その他	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	323,286,710	雑勘定	4,456,751,914
事業用不動産	311,129,476	仮受金	48,108,936
事業用動産	12,157,234	保険納付金	33,674,482
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	8,410,588
建設仮勘定	0	未経過保証料	4,365,362,066
損失補償金見返	1,014,144,441	未払保険料	1,195,842
保証債務見返	191,801,723,518	未払費用	0
求償権	804,113,886	有価証券未払金	0
譲受債権	0		
雑勘定	631,054,357		
仮払金	2,715,334		
保証金	0		
厚生基金	173,581,089		
連合会勘定	0		
未収利息	33,255,355		
有価証券未収入金	0		
未経過保険料	421,232,579		
合計	216,984,009,783	合計	216,984,009,783

［貸借対照表の用語解説］

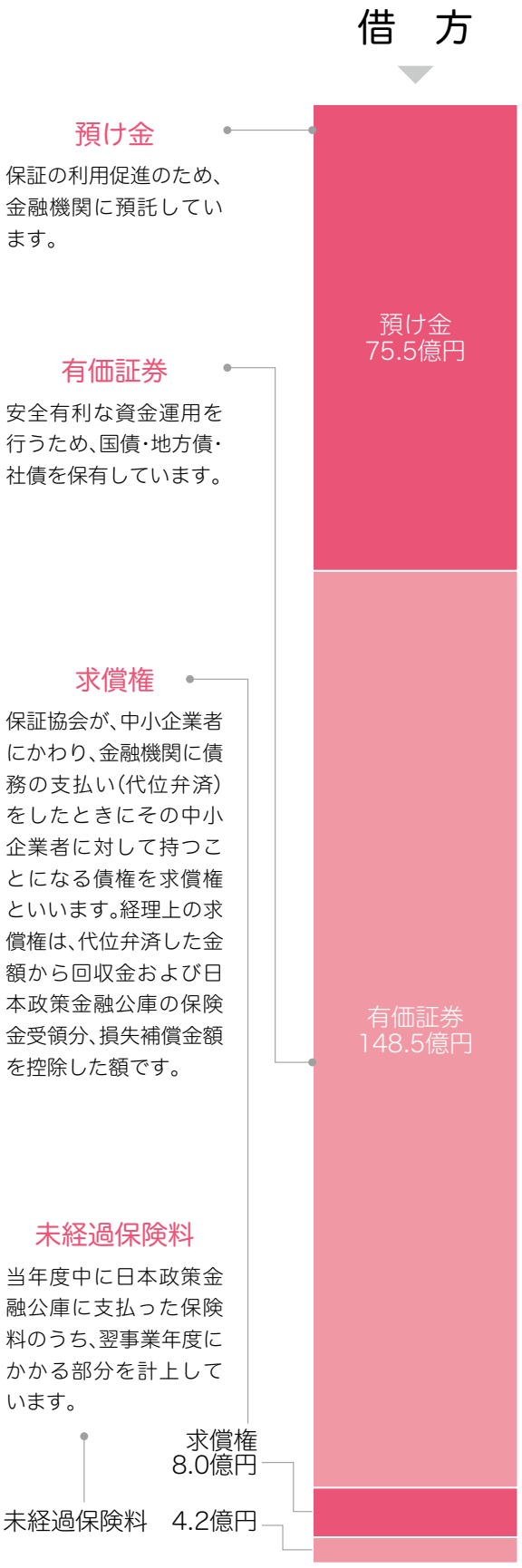

預け金

保証の利用促進のため、金融機関に預託しています。

有価証券

安全有利な資金運用を行うため、国債・地方債・社債を保有しています。

求償権

保証協会が、中小企業者にかわり、金融機関に債務の支払い（代位弁済）をしたときにその中小企業者に対して持つことになる債権を求償権といいます。経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金および日本政策金融公庫の保険金受領分、損失補償金額を控除した額です。

未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

基本財産

株式会社の資本金に相当するもので、協会の最終的な代位弁済の支払い能力を示すものとして、協会が引き受けることができる保証債務の最高限度額算定の基礎となっています。出資金としての性格を持つ出えん金と金融機関負担金からなる「基金」、過去の収支差額の累計の「基金準備金」から成っています。

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の補強が必要になった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

未経過保証料

受入保証料のうち次年度以降に係る保証料を計上しています。

収支計算書（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

（単位：円）

収入の部			支出の部		
科目		金額	科目		金額
経常収入	保証料	1,871,182,566	経常支出	業務費	635,753,675
	預け金利息	13,239,568		役職員給与	323,267,641
	有価証券利息配当金	128,700,050		退職給与引当金繰入	42,285,967
	調査料	0		その他人件費	77,345,534
	延滞保証料	0		旅費	8,874,458
	損害金	5,224,924		事務費	97,340,104
	事務補助金	15,037,665		賃借料	14,410,530
	責任共有負担金	237,655,000		動産・不動産償却	12,424,615
	雑収入	8,309,447		信用調査費	4,075,107
				債権管理費	11,069,254
				指導普及費	33,190,755
				負担金	11,469,710
				借入金利息	0
				信用保険料	961,745,634
				責任共有負担金納付金	0
				雑支出	5,424
計		2,279,349,220	計		1,597,504,733
			経常収支差額		681,844,487
経常外収入	償却求償権回収金	27,129,146	経常外支出	求償権償却	2,166,714,578
	責任準備金戻入	1,273,481,356		譲受債権償却	0
	求償権償却準備金戻入	231,830,274		雑勘定償却	7,033,705
	求償権補填金戻入	1,953,551,642		有価証券評価損	0
	保険金	1,743,463,214		有価証券売却損	0
	損失補償補填金	210,088,428		退職金	4,176,840
	有価証券評価益	0		責任準備金繰入	1,293,324,705
	有価証券売却益	0		求償権償却準備金繰入	246,857,040
	補助金	0		その他支出	1
	その他収入	0			
計		3,485,992,418	計		3,718,106,869
			経常外収支差額		△ 232,114,451
			制度改革促進基金取崩額		0
			収支差額変動準備金取崩額		0
			当期収支差額		449,730,036
			収支差額変動準備金繰入額		224,865,018
			基本財産繰入額		224,865,018

収支計算書の用語解説

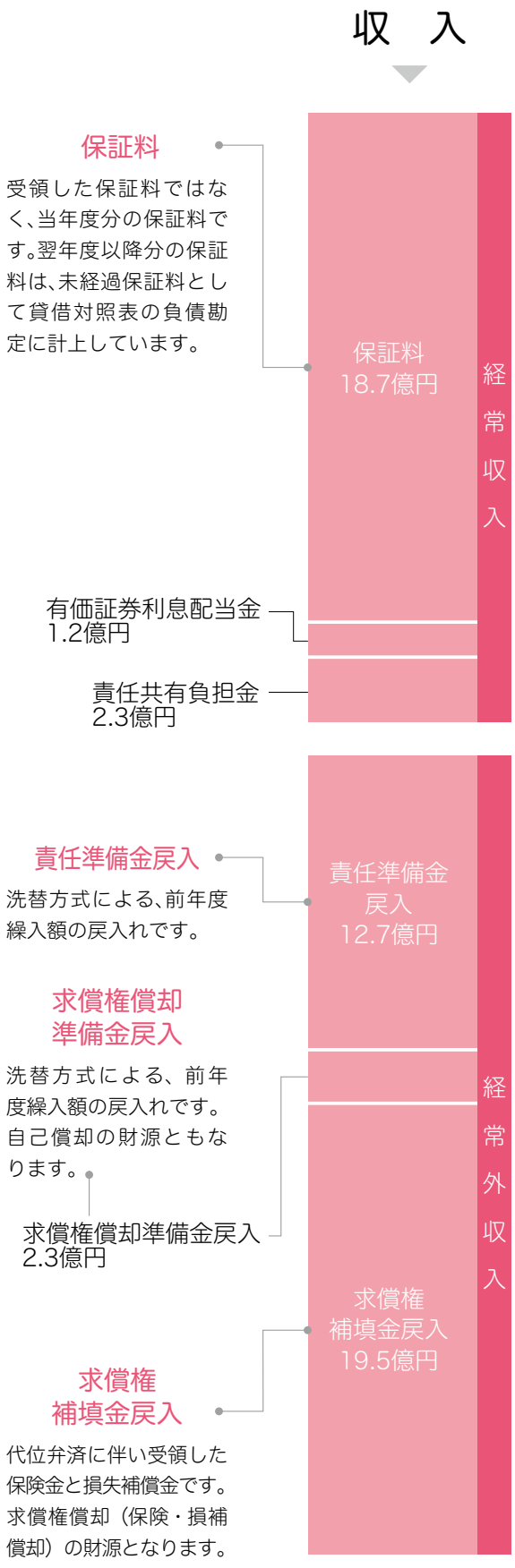

保証料

受領した保証料ではなく、当年度分の保証料です。翌年度以降分の保証料は、未経過保証料として貸借対照表の負債勘定に計上しています。

責任準備金戻入

洗替方式による、前年度繰入額の戻入れです。

求償権償却準備金戻入

洗替方式による、前年度繰入額の戻入れです。自己償却の財源ともなります。

求償権償却準備金戻入
2.3億円

求償権補填金戻入

代位弁済に伴い受領した保険金と損失補償金です。求償権償却（保険・損補償却）の財源となります。

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。

求償権償却

年度末求償権の内、法的整理等の結果、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入

景気変動により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え（支払資金）として、期末の保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。（貸倒引当金に相当）

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つ観点から、期末の求償権残高に対し、一定の割合を積み立てています。

求償権償却準備金繰入
2.4億円

当期収支差額

基本財産および収支差額変動準備金に組入れ、本協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていく上で必要不可欠な基本財産等の充実に充てています。

財産目録（令和８年３月31日現在）

（単位：円）

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金	0	その他有価証券評価差額金	0
預け金	7,556,655,289	責任準備金	1,293,324,705
金銭信託	0	求償権償却準備金	246,857,040
有価証券	14,853,031,582	退職給与引当金	414,303,103
動産・不動産	323,286,710	損失補償金	1,014,144,441
損失補償金見返	1,014,144,441	保証債務	191,801,723,518
保証債務見返	191,801,723,518	求償権補填金	0
求償権	804,113,886	借入金	0
譲受債権	0	雑勘定	4,456,751,914
雑勘定	631,054,357		
合計	216,984,009,783	合計	199,227,104,721
		正味財産	17,756,905,062

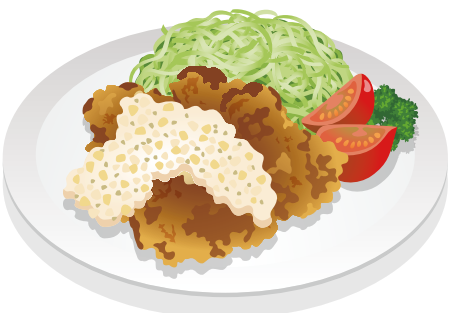

基本財産

基本財産とは

一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の40倍（定款倍率）と定められています。したがって、中小企業・小規模事業者の保証需要に安定して応え、当協会の使命を果たしていくためには、基本財産の拡充が重要となります。

基本財産の構成

基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。

① 基金は、県・市町村等からの拠出である出えん金と金融機関等負担金で構成されています。

② 基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳 （令和８年３月31日現在）

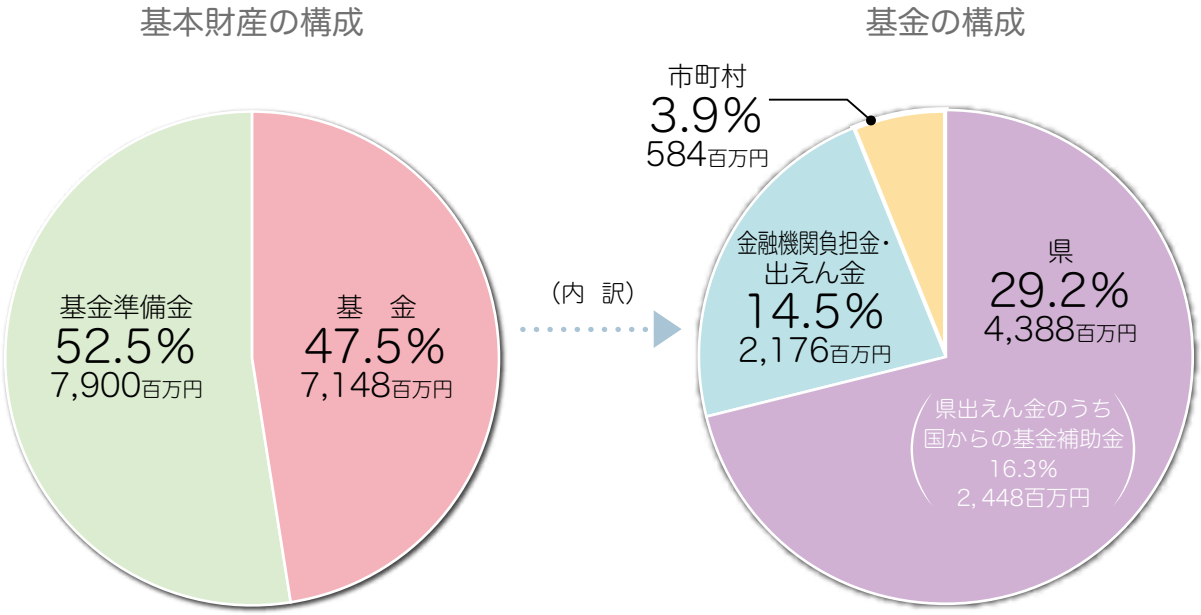

（単位：百万円）

基　本　財　産			15,048	100.00%
	① 基　金		7,148	47.5%
		地方公共団体出えん金　県	4,388	29.2%
		地方公共団体出えん金　（うち国からの基金補助金）	(2,448)	(16.3%)
		地方公共団体出えん金　市町村	584	3.9%
		金融機関負担金・出えん金	2,176	14.5%
	② 基金準備金		7,900	52.5%

令和７年度の主な取組

経　営　支　援

宮崎県中小企業支援ネットワークとしての取組

●支援者向け地区別研修会

令和７年９月から10月にかけて、下表のとおり４ヶ所で標記研修会を開催しました。

計４回の実施でネットワーク構成機関の職員等延べ107名が参加し、今年度も中小企業診断士の宮本祐輔氏に「伴走支援に必要な財務分析の基礎」と題してお話しいただきました。多くの金融機関や支援機関職員等に参加いただき、毎年好評を博す研修となっています。

開　催　日	会　場	参加人数
令和７年９月５日（金）	日向人ものづくりセンター	25名
令和７年９月22日（金）	日南市テクノセンター	14名
令和７年10月３日（金）	小林市・観光交流センター	17名
令和７年10月17日（金）	県庁防災庁舎	51名





●中小企業デジタル化相談対応力に関する研修

令和７年12月８日（月）、独立行政法人中小企業基盤整備機構九州本部中小企業アドバイザー山元理氏をお招きし、「実践で学ぶ！中小企業デジタル化相談対応力研修」を開催しました。

11機関から計23名が参加し、「支援者のデジタル化相談対応力を高める」ことをテーマに事業者側、支援者側、評価者側に分かれて、事業者の課題の引き出し方法のロールプレイングが行われました。その後、グループワークでは各課題に対して活発な意見交換、各支援機関との情報交換もあり大変有意義な機会となりました。



●人材確保に関するワークショップ

令和８年１月20日（火）、宮崎県企業局県電ホールにおいて、宮崎県中小企業支援ネットワーク（共同事務局：宮崎県、当協会）主催で「人材・人手確保に関するワークショップ」を開催しました。

このワークショップは全３回の構成となっており、ネットワーク構成機関職員と、「例年求人を行っているものの申込がない」「求める人材とのマッチングに繋がっていない」等、人材・人手不足に関する悩みを抱えている県内事業者を対象に実施しているものです。当日は金融機関、支援機関等４名、県内事業者の採用担当９名に参加いただきました。

講師である株式会社ヒトコトLab.代表取締役箱島健人氏による「採用を成功させるための原理原則とお金を掛けない採用方法」に関する講演の後、講師指導の下、各自持ち寄った求人票の改善作業を行いました。

今回は最終回となりましたが、参加事業者の半数近くが採用に繋げることができました。





●全体会議

令和８年２月18日（水）、宮崎県防災庁舎において標記会議を開催しました。構成機関（金融機関、商工団体、中小企業支援機関、士業団体等）及びアドバイザー（九州経済産業局、九州財務局宮崎財務事務所）の役職員合計39名が参加し、以下の内容について報告、意見交換会を行いました。



○令和７年度活動報告並びに令和８年度の活動方針について
○国の中小企業・小規模事業者関連支援策の概要について
○県の中小企業金融施策等について
○生産性向上支援センターについて

●「事業者支援における事業性融資推進法（企業価値担保権）の活用」に関する研修

令和８年２月18日（水）、宮崎県防災庁舎において、追手門学院大学経営学部教授・学部長の水野浩児氏を講師に迎え、「企業価値担保権の基本構造と事業者支援における活用ポイント」をテーマに研修会を開催しました。

「事業性融資推進法」施行を見据え、各支援機関にこの事業性融資における新たな仕組みへ理解を深めていただくことを目的に企画し、約130名に御参加いただきました。

事業性評価の考え方が発出され約10年が経過し、担保・保証に頼らない融資への取組が着実に浸透しつつある現状を踏まえ、事業の実態や将来性に着目した融資（事業性融資）を更に推進する制度として企業価値担保権が創設された経緯を水野教授に詳説いただきました。



また、「企業価値担保権は法的根拠をもって事業者と金融機関の緊密な関係を構築する仕組みとなる」「債権者と債務者の利害が一致し、努力次第で担保価値を向上させられることで、共通価値創造に繋がる」など、活用のポイントについても丁寧にご説明いただきました。

●支援機関職員及び事業者向け研修会

令和８年２月25日（水）、株式会社ヒトコトLab.代表取締役の箱島健人氏を講師としてお招きし、「県内の人材採用におけるトレンドと戦略」と題して研修を行いました。

令和７年11月～１月に人材不足の悩みを抱える県内事業者と支援機関職員を対象に、「最小限のコストでおこなう効果的な採用方法」をテーマとしたワークショップを開催し、参加事業者の方に求人票の修正を中心とした採用活動の改善を行っていただいたところ、参加事業者９社のうち採用確定５社、採用人数13名と短期間での新規採用を実現することができたことから当研修会を開催しました。

当研修会ではワークショップ後の採用実績を報告し、本県でも工夫と努力により採用が可能であること、本件の人材採用トレンドと講じていくべき戦略などについてお話しいただきました。





創　業　支　援

●資金繰り表作成ワークショップの開催

令和７年９月10日（水）、高鍋商工会議所にて中小企業診断士の下松孝裕氏を講師としてお招きし、今年で４年目となる「資金繰り表作成ワークショップ」を開催しました。

当日は、県内の事業者や経理担当者、計11名にご参加いただきました。

ワークショップでは、参加者に帳簿等をご持参いただき、実際に自社の資金繰り表を作成してもらい、資金繰り表の作成方法や計数管理の重要性について理解を深めていただくことを目指しました。

参加いただいた方からは、「資金繰り表の重要性は理解していたが、行動に移すことができてよかった」、「書き出すことで日常の数字が明確にわかった」等の感想をいただきました。



勉　強　会　・　研　修　会

●市町融資制度担当者事務会議の開催

令和７年８月28日（木）、KITENビルにて県内18市町の制度融資担当者20名と宮崎県経営金融支援室の担当者１名をお迎えし、中小企業融資制度担当者事務会議を開催しました。

まず初めに当協会より、信用保証の概要や近年の保証動向についての説明を行い、その後は各自治体からの照会事項などの情報交換を行いました。また、今回は宮崎県経営金融支援室の制度担当の方に県制度についてご説明いただく時間を設け、各自治体からの質問等にもお答えいただきました。全体を通して活発な意見交換が行われ、当協会にとっても大変有意義な時間となりました。



●TKC九州会宮崎支部と宮崎銀行との情報交換会への参加

令和７年11月から12月にかけて計５地区で開催された「TKC九州会宮崎支部及び宮崎銀行との合同勉強会」に当協会から延べ29名が参加しました。各勉強会では、事業者支援における取組についての情報交換が行われ、当協会からは保証制度や経営者保証非徴求の取組について説明を行いました。

開催日	地区	開催日	地区	開催日	地区
11/10（月）	日向地区	11/14（金）	西都地区	12/1（月）	宮崎地区
11/13（木）	延岡地区	11/20（木）	都城地区		











宮崎大学への講師派遣

宮崎大学と当協会は、平成29年12月に「地域の中小企業の発展並びに地域社会の発展に貢献していくこと」を目的として、業務連携に関する協定書を締結しており、例年、講義への講師派遣等を行うことで連携を図っております。

●令和７年12月３日　「自治体政策論」

令和７年12月３日（水）、宮崎大学地域資源創成学部の２年生を対象とした「自治体政策論」の講義に、当協会職員４名を講師として派遣しました。

講義では出席された52名の学生に対して、信用保証協会の役割や業務内容に加え、同学部卒業の職員による経験談や一日のスケジュール等についてお話しさせていただきました。





信用保証申込手続きの電子化の開始

当協会は、「信用保証協会電子受付システム」を活用した保証申込手続きの電子化を開始しております。

１．概要

「信用保証協会電子受付システム」は、全国51の信用保証協会が信用保証申込手続きの電子化を進めるために全国信用保証協会連合会が構築したシステムで、従来は紙で行っていた保証申込手続きを電子化することが可能となります。



２．目的と効果

保証申込手続きの電子化により、申込書類の郵送や持ち込みが不要となることで金融機関の事務負担が軽減されます。また、保証審査のリードタイム短縮により中小企業者へのスピーディーな融資実行が可能となります。

３．電子化開始済の金融機関（令和８年５月11日時点）

宮崎銀行、みずほ銀行、宮崎第一信用金庫、延岡信用金庫、高鍋信用金庫、宮崎太陽銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行

広　報　活　動

（1）保証月報、ディスクロージャー誌、信用保証のご案内等の作成

当協会からのお知らせや統計資料等を掲載した保証月報を毎月作成し、関係機関に配布しております。また、信用保証制度や当協会に対する理解を深めていただくため、業務内容や事業計画、信用保証の仕組みや各種保証制度一覧を掲載した各誌を作成し、ご案内しております。







（2）当協会公式LINEの運用

令和５年４月１日より、情報発信力の強化を目的とし、新たな広報媒体として公式LINEアカウントの運用を開始いたしました。

当協会が発信する保証制度や経営支援メニュー、各種の取組など利用者の皆さまにお役立ていただける情報をタイムリーに配信してまいります。



（3）ホームページの活用

当協会の概要、信用保証制度の仕組み、保証制度のご案内、各種セミナーの開催案内等の最新情報を随時ホームページに掲載しております。





HPはこちら

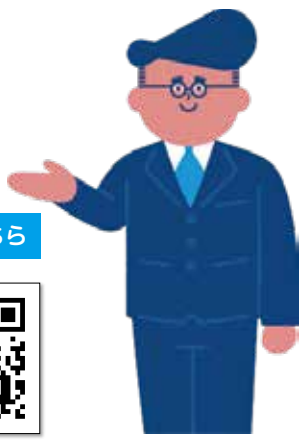

（4）各種広告媒体の活用

信用保証制度の認知度向上のため、商工団体会報誌や中小企業テクノフェアへの広告等を活用し、幅広い広報活動に取り組んでいます。



宮崎商工会議所ニュース（会報）



中小企業テクノフェア in 九州 2025



アミノバイタル®トレーニングセンター宮崎

（5）オリジナル紙袋の製作

この度、会議や説明会等で資料をお渡しする際に使用するオリジナル紙袋を製作しました。当協会のコーポレートカラーやオリジナルキャラクター「ワンポ」を取り入れ、シンプルなデザインに仕上げました。



（6）ノベルティグッズの製作

信用保証制度普及促進のため、ボールペン、定規、カトラリーセットを製作しました。ボールペンは昨年度に引き続き海洋プラスチックを使用した製品で、今年度より新たに製作した定規とカトラリーセットについても、それぞれ再生PET樹脂、小麦わらのバイオマス原料を素材としており、環境に配慮したグッズとなっております。







外部評価委員会の開催

経営計画や計画に対する運営実績、コンプライアンスへの取組等について、客観的な評価を行うために設置しており、第三者である弁護士や税理士等、評価に必要な学識を有する中立的立場の委員で構成されています。

「令和７年度経営計画」に係る外部評価委員の意見

１　総括

信用保証協会の目的や意義というのは非常に大きく変化してきており、事業者を支援するというところは同じだが、その取組がとても積極的になったと感じている。そうした状況の中で、全般的には本当によく対応されており、しっかりと役割を果たしていただいていると評価できる。事業者を取り巻く環境は現在も厳しい状況だと認識しているが、引き続ききめ細やかな支援を継続していただきたい。

２　重点課題及び実績に対する評価

（1）保証部門

事業者の実情に応じて金融支援を行った結果、計画以上の保証承諾、保証債務残高となったということは、十分な支援をされたことを示していると思う。創業先への訪問については、計画値が過大ではなかったかと感じており、特に不十分だったとは思わないが、年間訪問先数の見直しは検討された上で、事業の成長を後押ししてもらいたい。また、訪問後の報告書については再度検討されたい。

（2）経営支援部門

宮崎県中小企業支援ネットワークの活用、経営サポート会議の開催等、色々な取組によって事業者の問題点を的確に把握、分析をされており、支援の実効性も上がっているということで評価できると考えている。経営支援の効果検証についても、しっかりと結果が出ている。売上が増える、営業利益が増えるというのは事業者にとっても大変ありがたいこと。その結果を基に、今後の経営支援に活用してほしい。なお、アウトカム指標等の分析において、決算書を受領した保証先の業種等、もう少し踏み込んだ分析を検討されたい。

（3）期中管理部門

初期延滞先や事故報告先を受領した先に対する迅速な初動対応が功を奏し、結果も出ている。早めに条件変更を対応したことで手遅れにならなかった、代位弁済にも至らなかったという事業者もあったとのことであり、今後とも継続していただきたい。

（4）回収部門

特殊要因があったとのことではあるが、初年度回収率が大幅に上昇しており評価できる。計画に記載のとおり、業務の効率化を図りつつ回収の最大化が図られていると判断する。

（5）その他、間接部門

総務部門は人材育成の重要性をしっかりと捉え、職員に向けて研修や検定試験等に積極的に取り組んでおり評価できる。企画部門は人材確保に苦慮されているようだが、引き続き大学生に向けて信用保証協会の知名度向上に努めてもらいたい。システム部門は保証申込電子化が順調に運用できているとのことであり、更なる利便性向上に取り組みいただきたい。コンプライアンス部門は職員の意識向上を目的とした内部研修、信用保証の不正利用防止に向けた取組を継続しており、特に問題ないと判断する。

３　コンプライアンスについて

職員の意識向上を目的とした内部研修、信用保証の不正利用防止に向けた取組を継続しており、特に問題ないと判断する。

４　主要計画数値について

保証承諾、保証債務残高については計画以上、代位弁済については計画以下という実績。収支計画、財務計画、経営諸比率も計画程度の実績となっており、問題なく経営がなされているものと認識している。

経　済

個社支援の拡充や資金繰り円滑化への対応によって、中小企業者の成長発展に寄与

・宮崎県中小企業支援ネットワークによる関係機関が連携した取組
・専門家派遣事業等を活用した事業者支援
・商談会や事業者向け講演会等の開催



社　会

各種研修制度や資格取得により職員のスキル向上に貢献

・階層別、課題別研修等による職員の知識向上

有休休暇取得の推進や育児休業取得の推進

・女性のみならず男性の育児休業取得の推進

就業体験により、学生が仕事やキャリアについて考える機会を提供

・１day仕事体験会の実施
・企業説明会の実施

県内大学との連携協力協定の締結

・宮崎大学との連携協力協定の締結
・大学が行う講義への講師派遣

宮崎県フードバンクにビスコ長期保存缶58個（11.6kg）を寄付しました。寄付した食品は生活困窮家庭等への無償提供などの生活支援に役立てられます。





の取組



中小企業者のニーズ等に応じた金融支援に取り組み、地域経済の発展に貢献

・SDGSに取り組む事業者を支援する保証制度
・創業期の事業者を対象としたセミナーの開催
・女性、シニア、UIJターン等に該当する事業者に対し保証料を優遇する保証制度



コーポレートガバナンスの取組による健全な経営

・信用保証委託契約書の「反社会的勢力の排除条項」
・反社会的勢力との対決
・コンプライアンス遵守の徹底



ペーパーレス化に取り組むことで資源を守ることに貢献

・保証業務の電子化
・会議資料のペーパーレス化
・使用済用紙のリサイクル



節電により地球温暖化防止に寄与

・オフィスカジュアルの実施
・電気自動車の導入



環　境



SDGs債等の購入により環境問題解決を側面的に支援

・グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドへの投資

当協会ではアスクル株式会社のサステナビリティ活動の趣旨に賛同し、「アスクル環境循環プラットフォーム（クリアファイル回収プログラム）」の取組を開始しました。資源の有効活用やプラスチックごみの削減、海洋生物保護の観点から、プラスチックのリサイクルに関する社会的な関心が高まっていることを受けて開始された事業で、個人を含む事業者から集めた使用済みクリアファイルについて再資源化し、再生ペレットを利用して再製品化する内容になっています。また、クリアファイル送付時の段ボール1箱あたり110円が環境NPO等に寄付される仕組みにもなっています。今回は、段ボール2箱で約43kg分の使用済みクリアファイルをエコセンターに送付しました。センターからは回収実績やリサイクル率の報告をいただくことになっており、集計の結果、今回送付した内の99.9%のクリアファイルが再資源化されることになりました。

令和８年度経営計画

令和８年度経営計画

１．経 営 方 針

（1）経営環境

１）宮崎県の景気動向

県内の景気は総じて緩やかに回復しつつある。個人消費は物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復しつつある。生産活動は食料品工業に持ち直しの動きがみられるものの、海外需要の減少などの影響により、電子部品・デバイス工業などが弱い動きとなっている。雇用情勢は有効求人倍率が低下傾向にあるものの、依然として求人が求職を上回る状況が続いている。法人企業の設備投資は、製造業・非製造業ともに増加の見込みを示している。また、本県の主要産業である観光産業の需要は堅調に推移しており、緩やかに回復している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって回復していくことが期待されるが、今後の物価動向、米国の政策動向、金融資本市場の変動などの影響に注視する必要がある。

２）中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

県内の景気は緩やかに回復しているものの、足元では円安による原材料価格の高騰や市場金利の上昇、慢性的な人手不足や賃金上昇への対応など、収益を圧迫する経営課題が山積しており、中小企業・小規模事業者（以下、「事業者」という。）の経営環境は予断を許さない状況が続いている。さらに、米国の政策動向をはじめ海外情勢の不確実性も増しており、景気の下押しリスクが懸念されている。

これらの経営環境の変化に対応できず倒産に至る事業者も多く、2025年の全国企業倒産（負債額１千万円以上）は２年連続で１万件を超え、当県においても過去10年で最多の倒産件数となった。このような中、事業者には収益改善に向けた適正な価格転嫁の実現、必要な人材の確保やDXをはじめとする生産性の向上など、様々な経営課題に対応していくための態勢や環境の整備を推し進めていくことが求められている。

（2）経営方針

中期事業計画の最終年度となる令和８年度は、これまで同様、金融支援と経営支援の両面から事業者個々の実情に応じた柔軟かつきめ細やかな支援を実行していく。具体的には、新たな資金ニーズには政策的な保証を活用した支援を推し進めるとともに、既存債務の借換による返済負担軽減の提案や弾力的な返済緩和対応にも取り組んでいく。また、経営者保証非徴求の取組を積極的に推進し、より一層の浸透と定着を図っていく。経営支援では、部署を問わず組織横断的な体制で金融機関や支援機関とも密に連携しながら、特に経営悪化の予兆を早期に把握するための取組によって、即時的かつ効果的な支援を実施していく。これらのことを実践していくために、ガバナンスやコンプライアンスの態勢強化に加え、多様化する経営課題に的確に応えることができる人材の能力開発と安定確保、業務効率化のためのデジタル化の促進などにも継続して取り組んでいく。

２．重 点 課 題

【保証部門】

（１）現状認識

コロナ禍から平時に移行し社会経済活動の正常化が進む中、多くの事業者は膨らんだ債務の返済負担や物価高、人手不足等の従来の経営課題への対応に加え、足元では金利の引き上げ等を受け依然として厳し

い状況に置かれている。

このため、金融機関や関係機関等との連携を一層強め、事業者への適切な金融支援を行うとともに、創業者や事業承継者に寄り添った支援を継続的に実施することが重要である。また、事業者の思い切った事業展開や創業者・事業承継者を後押しするために、引き続き経営者保証に依存しない融資慣行の確立に取り組むことも重要である。

（2）具体的な課題

①事業者の実情に応じた支援
②創業者や事業承継者への支援
③経営者保証に依存しない融資慣行の確立

（3）課題解決のための方策

①事業者の実情に応じた支援

コロナ禍で膨らんだ債務の返済負担、物価高や人手不足に加え、金利の引き上げ等で資金繰りに苦慮している事業者に対しては、それぞれの実情に応じた保証制度を活用し、迅速かつ的確な金融支援に取り組む。また、同時に経営悪化の予兆を早めに把握し、金融機関や事業者と認識を共有しながら効果的な経営支援にも取り組む。

これらの事業者支援の円滑化を図るため、定期的な金融機関の本部訪問をはじめ、金融機関や関係機関が主催する勉強会等への参加を継続し、支援姿勢の共有を図る。

②創業者や事業承継者への支援

創業者や事業承継者に対しては、引き続き金融機関等の関係機関が実施するセミナーへ講師として参加し、関連する保証制度の利用促進を図る。また、訪問や対話による有益な情報提供を行い、必要かつ適切な資金調達ができるよう支援する。

さらに、創業間もない事業者にはモニタリングの初動として電話で状況把握を行い、ニーズがある事業者には訪問のうえ専門家派遣事業等の利用を促すなど、事業の成長を後押しする。

③経営者保証に依存しない融資慣行の確立

事業者の資金調達時における経営者保証に依存しない融資慣行の確立のため、金融機関だけでなく支援機関にも「経営者保証改革プログラム」の一層の浸透を図る。

さらに、当協会独自の基準で経営者保証免除が可能と判断した先を金融機関等へ提案することで、経営者保証に依存しない融資を促進する。

【経営支援部門】

（1）現状認識

当協会の経営支援先は、元金据置中や返済緩和中など事業再生局面にある事業者が多い。さらに、足元の経営環境は依然として厳しく、先行きにも不透明感が残る。このため、より早期に経営悪化の兆候を把握し、迅速に経営改善支援へ着手することが必要である。

こうした状況を踏まえ、保証審査時から経営支援を意識するとともに、従来から実施している企業訪問等のプッシュ型支援を継続し、関係機関とも連携を図りながら早期の経営改善に向けた取組を促進していく必要がある。また、当協会が実施する経営支援の中核である専門家派遣事業については、支援効果の検証結果も踏まえ、より充実した内容になるよう引き続き改善を図っていく必要がある。

（2）具体的な課題

①主体的な経営改善・事業再生・再チャレンジ支援への取組
②「宮崎県中小企業支援ネットワーク」を生かした構成機関との連携による事業者支援への取組
③経営支援の効果検証と支援効果向上に向けた取組

（3）課題解決のための方策

①主体的な経営改善・事業再生・再チャレンジ支援への取組

保証付融資の割合が高い事業者など重点的に支援を行う先を特定し、主体的に経営改善や事業再生支援を行う。また、返済緩和等の条件変更時はもとより、保証審査時から経営改善を意識した審査を行い、審査段階で経営悪化の兆候を把握した場合には、保証部と連携して経営改善への取組を促していく。

さらに、正常入金中の先についても、経営改善支援を受けることなく事業継続を断念する事態を防ぐため、プッシュ型支援を継続する。

経営支援を行うも経営改善の進捗が思わしくない事業者に対しては、効果が期待できる伴走型支援等を検討しつつ、金融機関や活性化協議会等と連携して、事業再生･再チャレンジ支援等を提案していく。

②「宮崎県中小企業支援ネットワーク」を生かした構成機関との連携による事業者支援への取組

事務局を共に担う県と協力し、事業者の経営力強化、課題解決に役立つセミナー及び相談会の開催、並びに情報の発信及びネットワーク構成機関の支援スキル向上に資する研修会等を提案し実施していく。また、多種多様な経営課題の解決に対応していくため、専門性を有するネットワーク構成機関との連携を大いに活用しながら、事業者に対する経営支援の最適化と支援効果の最大化を図っていく。

③経営支援の効果検証と支援効果向上に向けた取組

「信用保証協会向けの総合的な監督指針」に基づいて当協会が設定した「アウトカム指標」及び目標･達成状況により、経営支援の効果検証を行う。また、検証結果を様々な角度から考察し、今後の専門家派遣事業をより良いものにすることはもちろんのこと、経営支援のあり方全般に生かせることがあれば積極的に取り入れ改善に繋げていく。

【令和８年度のアウトカム指標及び目標】

国の経営支援強化促進補助金を活用し専門家派遣事業を実施した事業者の財務内容改善割合を指標とする。具体的には、令和３年度以降に専門家派遣事業（※）を実施した事業者を対象とし、「令和８年度決算のCRD財務点数が派遣前よりも良化している事業者が50%超」を目標とする。

（※）企業診断報告書・経営改善計画書を策定した事業者

【期中管理部門】

（1）現状認識

新型コロナ関連融資の返済が進む中、物価高や人手不足等の影響により、約定返済の遅れや法的手続きへ移行する事業者は依然として増加傾向にある。

延滞先については、正常化に向けた対応を行うだけでなく根本的な収益力の改善につながる経営改善への取組も促す必要があり、代位弁済を免れない先については、速やかに代位弁済等の対応を行う必要がある。また、事業再生手続きの多様化に伴い、関係者の意向を確認することなく手続きが開始されるケースも見られることから、他の債権者等とも連携しつつ適切に対応していく必要がある。

（2）具体的な課題

①初動対応の徹底と経営改善取組に向けた働きかけ

②速やかな代位弁済と多様化する事業再生への対応

（3）課題解決のための方策

①初動対応の徹底と経営改善取組に向けた働きかけ

延滞管理や事故報告先の管理はいずれも初動対応が重要であり、事象把握後は速やかに対象先の状況を確認し、返済の正常化に向けた働きかけや条件変更等の措置を講じることで代位弁済の回避を行う。また、経営改善に向けた取組が十分に行われていない先については、金融機関とも連携し、根本的な収益力の改善に資する働きかけを行う。

②速やかな代位弁済と多様化する事業再生への対応

事故報告先のうち代位弁済を免れない先については、速やかに代位弁済手続きを進めるとともに回収方針についても判断する。また、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を活用した案件が増加しつつある中、事業者の状況や経緯などを的確に把握し同ガイドラインの趣旨に則って手続きが行われるよう、他債権者とも連携して対応していく。

【回収部門】

（1）現状認識

コロナ禍以降代位弁済件数は徐々に増加しているが、無担保・無保証人や債務整理の増加により回収を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。また、代位弁済後長期に亘り弁済している先が一定数存在しており、事業再生・再チャレンジを促す観点から弁済条件の見直しを進めていくことが重要である。

こうした状況を踏まえ、より業務効率を高めることを意識しながら、求償権回収の最大化や事業再生・再チャレンジ支援等に取り組む必要がある。

（2）具体的な課題

①求償権回収の効率化・最大化
②事業再生・再チャレンジ支援等を意識した取組

（3）課題解決のための方策

①求償権回収の効率化・最大化

代位弁済後すぐに、事前に決定した回収方針に則り回収手続きを開始する。また、膠着状態にある先については、現地調査などの情報収集を行い、他に取りうる回収手段がないか見極める。また、回収が長期に亘る先や弁済がない先などについては、状況をきめ細かく把握することによって早期に回収方針の見極めを行い、効率的に回収の最大化を図る。

分割弁済先については、弁済額の上積みに固執することなく、関係人の実情に応じて早期解決に向けた提案も行う。他方、回収が見込めない先については、管理事務停止並びに求償権整理手続きを計画的に進めていく。

②事業再生・再チャレンジ支援等を意識した取組

事業継続中の求償権先については、状況確認のうえ、自主再建に向けた取組の提案や求償権消滅保証を検討する。また、保証人がその資力に応じた弁済を誠実に行ってきたなどの場合には、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインに基づく債務免除を積極的に活用し、再チャレンジを後押ししていく。

【その他間接部門】

（1）現状認識

公的保証機関としての社会的責任を果たしていくためには、業務運営の健全性や透明性の確保などガバナンスを強化するとともに、事業継続計画、基幹システムの安定運用、コンプライアンスの徹底、及びSDGsを意識した取組が必要である。また、事業者に寄り添った柔軟かつ細やかな支援を継続して実行していく態勢を確保するためには、職員の計画的な採用のほか、多様なニーズに的確に応えることができる人材育成や業務効率化を実現するためのデジタル化にも取り組む必要がある。加えて、経営者保証非徴求のような政策的取組など事業者にとって有益な情報を効果的かつタイムリーに発信することが重要になるとともに、職員の健康管理のための働きやすい職場づくりやメンタルヘルスケアに取り組むことも求められている。

（2）具体的な課題

〈総務部門〉

①職員の資質と組織力の向上
②職員が安心・満足できる職場づくり
③BCP計画の見直し

〈企画部門〉

①政策的取組の推進と関係機関との連携・協働
②広報活動の充実と情報開示責務の履行
③計画的かつ継続的な職員採用による組織体制の確保

〈システム部門〉

①デジタル化及びペーパーレス化による業務改善の推進

〈コンプライアンス部門〉

①役職員のコンプライアンス意識の向上
②反社会勢力等の不正利用防止に向けた取組の強化

（3）課題解決のための方策

〈総務部門〉

①職員の資質と組織力の向上

事業者や関係機関からの多様なニーズに対応できるようにするため、全国信用保証協会連合会主催の研修や通信教育を中心に全職員に学びやスキル習得の機会を提供する。また、引き続き中小企業診断士をはじめとする各種資格の取得や信用調査検定受検のサポートを実施する。

さらに、内部研修のみならず関係機関が実施する研修会へ積極的に参加させることで職員の能力向上に取り組み、組織力の向上につなげていく。

②職員が安心・満足できる職場づくり

職員が永年に亘り勤務しワークライフバランスの充実を図るには、ソフト・ハード両面での安心感・満足感の提供が求められる。健康診断やメンタルヘルスチェックの実施に加え、育児休業や有給休暇取得促進に向けた取組を行っていくとともに、計画的な設備更新による職場環境の快適性向上にも取り組んでいく。

さらに、全ての取組には安定した経営基盤が不可欠であることから、計画的な資金計画・資産運用を行っていく。

③BCP計画の見直し

既存のBCP計画をより実効性のあるものとするために情報収集に努め、見直しを行う。また、計画に沿った訓練を実施することで災害に強い協会づくりを目指す。

〈企画部門〉

①政策的取組の推進と関係機関との連携・協働

事業者にとって有益な政策保証や「経営者保証に依存しない融資慣行の確立」等の政策的取組を積極的に推進するとともに、円滑な運用に繋がるよう内外問わず確実な情報提供に努める。また、県や市町と連携・協働し常に情報共有しながら、より利便性の高い制度融資の創設や拡充の働きかけを行う。

②広報活動の充実と情報開示責務の履行

既存広報媒体の一層の充実に加え新たな広報媒体を検討し、保証料補助制度や経営者保証非徴求のような事業者にとって有益な情報をタイムリーかつ分かりやすく、より効果的に発信していく。また、大

学講義等の金融経済教育をはじめとしたSDGsの活動を通じて、協会認知度のさらなる向上に取り組む。加えて、業務運営の健全性や透明性の維持・向上を図るため、保証月報やディスクロージャー誌を定期発行し、事業実績や各種取組内容等についての情報開示を確実に履行していく。

③計画的かつ継続的な職員採用による組織体制の確保

各種就職イベントへの参加、仕事体験会の開催及び大学講義等を通じて、当協会への就職を強く希望する学生を増やすことで、将来を担う人材の計画的採用を進めていく。併せて、人員構成を見据えた継続的な採用活動を進め、多様化するニーズに的確に対応するための組織体制を確保していく。

〈システム部門〉

①デジタル化及びペーパーレス化による業務改善の推進

「デジタル化推進のためのロードマップ」に基づき、デジタル化及びペーパーレス化による業務改善を進める。今後、保証申込電子化の増加及び電子化対象業務の拡大を見据え、文書管理システム等の導入による業務改善を推進する。

〈コンプライアンス部門〉

①役職員のコンプライアンス意識の向上

コンプライアンス・プログラムに基づく研修やチェックシートを活用するとともに、法令等遵守の重要性を周知し、コンプライアンスへの意識向上に取り組んでいく。

②反社会勢力等の不正利用防止に向けた取組の強化

全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」や公知情報等を基に構築しているデータベースを活用し、警察等関係機関とも連携を図り、組織一体で不正利用の排除と防止に取り組んでいく。

3. 事業計画

（単位：百万円、%）

	金　額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保証承諾	50,000	125.0	90.7
保証債務残高	182,000	105.7	95.9
保証債務平均残高	186,000	102.5	98.2
代位弁済	3,000	120.0	132.2
実際回収	350	116.7	102.0
求償権残高	1,000	111.6	123.5

6 コンプライアンスについて

宮崎県信用保証協会のコンプライアンスについて

信用保証協会は、信用保証制度全体に対する信頼の確立を目指すため、役職員一丸となって、コンプライアンスの実践に取り組んでおります。

「信用保証協会倫理憲章」を基本的な柱として、平成16年６月に「コンプライアンス・マニュアル」を策定。その内容は①コンプライアンスの実践に係る基本方針、②具体的な行動規範、③コンプライアンス体制と組織、④協会及び役職員が遵守又は注意しなければならない主な法律等、にて構成されています。

「コンプライアンス・プログラム」に基づく コンプライアンス態勢強化の取組

1．コンプライアンス・プログラムの策定は、理事会の承認事項としています。
2．役員の積極的な取組姿勢
3．監事による法令遵守状況のチェック
4．コンプライアンス委員会を実施し、役職員に対するコンプライアンス意識の強化を図っています。
5．各種コンプライアンス研修会を実施し、役職員に対するコンプライアンス意識の強化を図っています。
6．全職員に対して、コンプライアンス･チェックシートを実施し、コンプライアンス違反の有無をチェックしています。

信用保証協会倫理憲章

信用保証協会は、国および地方公共団体の支援のもとに、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めることにより、中小企業と金融機関とを結ぶ「架け橋」として、中小企業の振興と地域経済に貢献します。

そのため、信用保証協会は、社会からの揺るぎない信頼の確立を得られるよう、高い自己規律に基づき更なる努力を続けてまいります。

信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固対決します。

地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス組織体制図

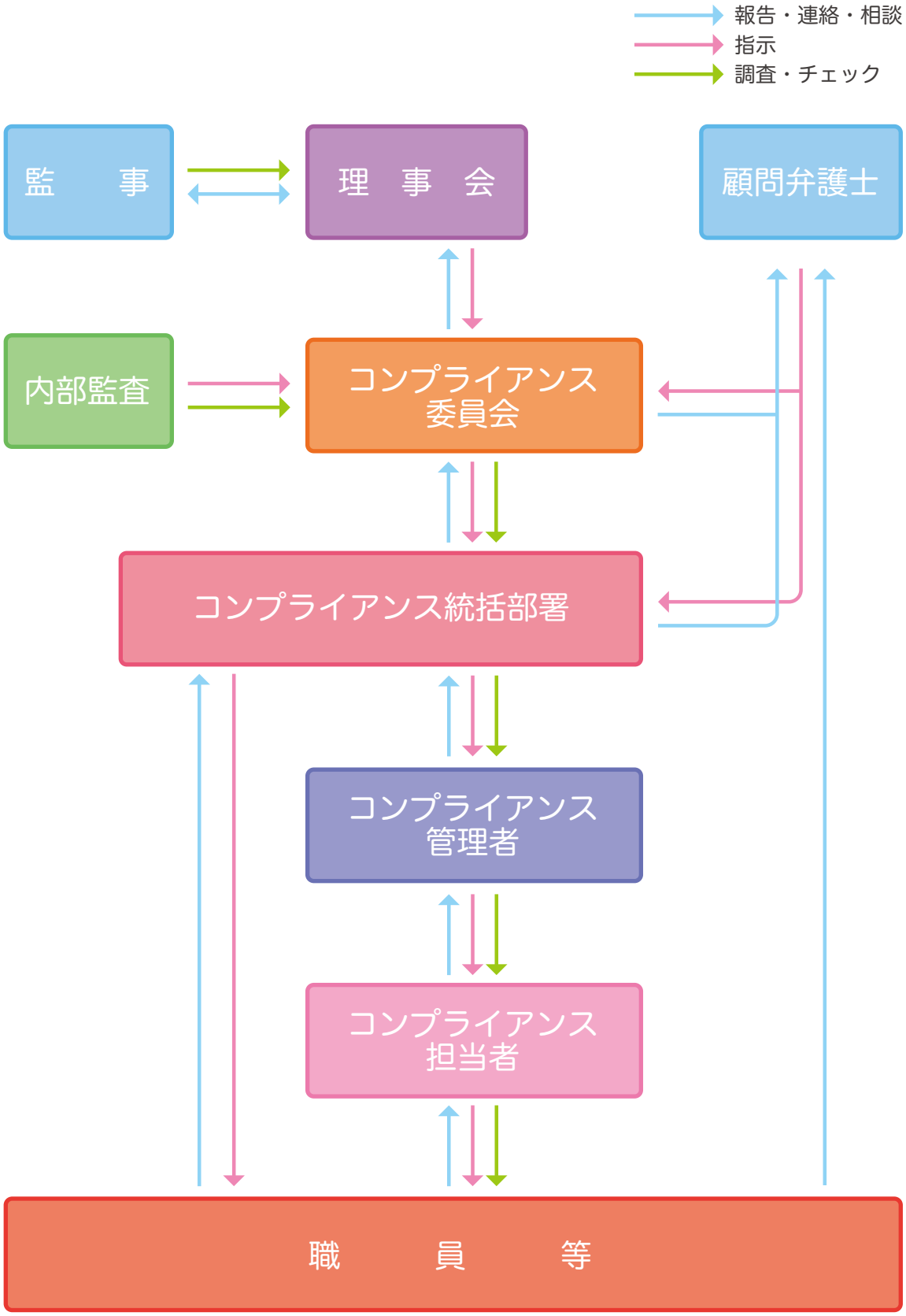

7 個人情報保護宣言

宮崎県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28年８月10日、法律第196号）に基づく法人であり中小企業等の皆様（以下、「お客様」といいます。）が金融機関から貸付等を受ける際に、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもってお客様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等させていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1　個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2　個人情報の取得・利用・提供

(1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会のホームページ（または備え付けのパンフレット）「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の１．「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

(2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記利用目的以外には利用いたしません。

(3) 取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供、開示いたしません。

(4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には利用いたしません。

3　個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

4　個人情報保護の維持・管理

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

5　個人データの委託

(1) 当協会は、個人情報保護法第23条第５項第１号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

(2) 委託する場合には適正な取扱いを確保するため、契約の締結、実施状況の点検を行います。

6　個人データの開示・利用目的の通知

(1) 法令等定める場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。

(2) 請求の方法は当協会窓口に設置しております「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参（または郵送）ください。

(3) 個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（１件につき300円）をいただきます。

7　保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

(1) 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記窓口にご相談ください。調査確認のうえ、法令等に定める場合を除き、訂正又は削除いたします。

(2) お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。

(3) お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者へ提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。

(4) 6、7の具体的な手続きにつきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の「8．(3) 開示等の請求等に応じる手続き等に関する事項」をご覧ください。

8　質問・苦情について

当協会は、お客さまからの個人情報に関する苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9　開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

お問い合わせ

住　所　　宮崎市宮田町２番２３号
電話番号　０９８５－２４－８２５１
部署名　　総務部　総務企画課



8 信用保証のご利用について

ご利用いただけるお客様

(1) 企業規模要件

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業種		資本金	従業員数
製造業等（建設業、運送業、不動産業を含む）		3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く	3億円以下	900人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業・飲食業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
	ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下
医療を主たる事業とする法人		―	300人以下

（注1）組合は、当該組合が保証対象事業を営むもの、または、その構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいれば対象となります。

（注2）特定非営利活動法人（NPO法人）は、常時使用する従業員数が該当することが必要です。

(2) 対象業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどがご利用になれます。

ただし、農業・林業・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法において対象となっていない業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けることが必要となります。

(3) 区域要件

○個人の場合　住居または事業所のいずれかが「宮崎県内」にある企業
○法人の場合　本店または事業所のいずれかが「宮崎県内」にある企業
※ただし、保証制度要綱で別に定めがある場合はその定めによります。

原則として保証を受けられない方

・信用保証協会（他の信用保証協会を含む）に求償債務が残っている主債務者・連帯保証人
（ただし、事業再生保証、求償権消滅保証の対象となる中小企業者等を除く）
・信用保証協会の保証付融資について延滞等の債務不履行がある方（ただし、再生計画に基づき、支援対象となる中小企業者等を除く）
・銀行取引停止処分中の方
・提出書類に虚偽の記載がある場合
・金融斡旋屋等の第三者または暴力団関係者が介在する場合

・反社会的勢力等と当協会が判断した場合
※信用保証のご利用にあたっては、金融機関ならびに当協会の審査があり、ご希望に沿えない場合がございますので、ご了承ください。

保証の内容

(1) 保証限度額

個人・法人・医療法人	組　　合
2億8,000万円 （無担保保証8,000万円含む）	4億8,000万円 （無担保保証8,000万円含む）

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。尚、無担保保証の限度額には、無担保無保証人の限度額2,000万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。（従業員数、居住要件、納税要件等）
※国の施策による特別の資金を対象とした保証（特別保証）で、上記の保証とは別に制度毎に限度額が定められています。

(2) 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます。

運転資金　原材料の仕入れ、買掛金の決済、人件費等、事業運営に必要な資金

設備資金　機械の購入、店舗の改装、修理等、事業運営に必要な資金

※対象外資金 …… 生活資金、住宅資金、投機資金、借入金返済資金等
（ただし、保証協会が特に認めた場合を除く）

(3) 連帯保証人

法人の場合　必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要とします。

個人の場合　原則として連帯保証人は不要とします。

尚、制度要綱で別に定めがある場合はその定めによります。
また、実質的な経営者、営業許可名義人、事業承継予定者、同一事業に従事している配偶者の方に連帯保証人になっていただく場合があります。

(4) 担　保

必要に応じて、担保を提供していただきます。担保物件は、原則として不動産、有価証券及び流動資産などです。

(5) 各種保証制度

各種の保証制度については、保証協会窓口に備え付けの「信用保証のご案内」に掲載しておりますのでご確認ください。当協会のホームページにも掲載しております。

責任共有制度について

保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業の皆さまに対する融資･経営支援など、より一層適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月１日に責任共有制度が導入されました。

責任共有制度とは

従来、原則100％保証（全部保証）であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」の２つの方式があります。金融機関が２つのうちからいずれかを選択して採用することとなっています。

金融機関の負担割合

金融機関の責任負担割合は２割、信用保証協会の責任負担割合は８割となります。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

負担金方式

◎ 保証時



◎ 代位弁済時



残高の全額（100％）について保証協会が代位弁済しますが、事後的に約20％の負担金を保証協会に支払うこととなります。

部分保証方式

◎ 保証時

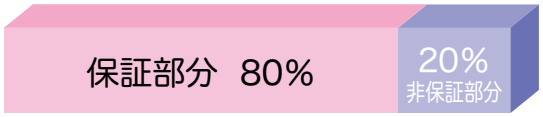

◎ 代位弁済時



残高の80％部分について保証協会が代位弁済しますが、残りの20％については金融機関の負担となります。

対象となる制度

原則としてすべての保証が対象となりますが、一部、対象から除外となる保証制度があります。

責任共有制度の対象外となる保証

（１）経営安定関連特例保険（セーフティネット）１号～４号、６号を付保する保証
（２）災害関係特例保険を付保する保証
（３）創業関連特例保険を付保する保証
（４）危機関連特例保険を付保する保証
（５）東日本大震災復興緊急特例保険を付保する保証
（６）特別小口保険を付保する保証
（７）事業再生保険を付保する保証
　　以上（１）～（７）は信用保険の種別による対象除外
（８）小口零細企業保証制度（国の全国統一小口保証制度）及び同制度を準用した地方自治体の制度
（９）求償権消滅保証
（10）破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
　　以上（８）～（10）は信用保証制度による対象除外

信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会と中小企業者との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。この信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

信用保証料は、金融機関から融資を受ける際、金融機関を通じてお支払いいただきます。信用保証料率は、中小企業者の経営状況を踏まえた料率体系とし、基本となる保証料率を0.5%～2.2%（責任共有制度対象外の場合）の範囲で９区分に細分化しております。

尚、信用保証料以外の手数料（調査料、相談料、斡旋料）等は一切いただいておりません。

信用保証料率

基本となる保証料率は、財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル（CRDモデル）により算定した下記の区分により定め、責任共有制度の対象保証には「責任共有保証料率」、対象外保証には「責任共有外保証料率」が適用されます。

【リスク考慮型基準料率表】

区　分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
（特殊保証）	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%
責任共有外保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
（特殊保証）	1.87%	1.70%	1.53%	1.36%	1.15%	0.94%	0.77%	0.60%	0.43%

※特殊保証は、極度保証（手形割引根保証）、当座貸越根保証及び事業者カードローンに適用します。

※CRDとは … 経済産業省の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された「中小企業信用リスク情報データベース（credit risk database）」の略称で、信用保証協会や金融機関から中小企業の財務データを収集し、これをデータベース化したものです。現在は非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。

※経営状況により保証料率が上がる場合、下がる場合があります。また、最終的な保証料率は、財務内容以外の要因も加味して決定しております。



9 主な信用保証制度の紹介

信用保証制度の種類（令和８年４月１日時点）

●協会制度●

制度名	資金使途	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率
一般保証	運転・設備	個人・法人　２億円	原則20年以内	金融機関所定	0.45%～1.90%
事業者カードローン	運転・設備	100万円以上　2,000万円	１年又は２年	金融機関所定	0.39%～1.62%
当座貸越根保証	運転・設備	100万円以上　２億8,000万円	１年又は２年	金融機関所定	0.39%～1.62%
流動資産担保融資保証	運転・設備	２億円	根保証１年間 個別保証１年以内	金融機関所定	0.68%
経営安定関連保証（セーフティネット保証）	運転・設備	個人・法人　２億8,000万円	10年以内	金融機関所定	（1～4、6号）0.80% （5、7、8号）0.70%
事業再生計画実施関連保証　経営改善サポート保証	運転・設備	個人・法人　２億8,000万円	一括返済１年以内 分割返済15年以内	金融機関所定	責任共有制度対象 0.8% （対象外 1.0%）
事業再生計画実施関連保証　経営改善・再生支援強化型					0.30%
スタートアップ創出促進保証制度	運転・設備	3,500万円	10年以内	金融機関所定	1.20%
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証	運転・設備	法人　8,000万円	一括返済1年以内 分割返済10年以内	金融機関所定	0.60%～2.25%
プロパー融資借換特別保証	借換資金	法人　２億8,000万円	10年以内	金融機関所定	0.45%～1.90%
経営力強化保証	運転・設備	個人・法人　２億8,000万円	運転５年以内 設備７年以内	金融機関所定	0.45%～1.75%
協調支援型特別保証	運転・設備	個人・法人　２億8,000万円	10年以内	金融機関所定	（基準料率） 0.45%～1.90% （国補助有） 0.30%～1.43%

●宮崎県中小企業融資保証制度●

制度名		資金使途	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率
創業・新分野進出支援貸付	創業	運転・設備	3,500万円	運転７年以内 設備10年以内	1.10%～1.80%	0.40%
	再チャレ					0.60%
	創業非提供					
	新分野		運転１億円 設備１億円			0.40%～1.35%
経営安定貸付		運転・設備	5,000万円	運転７年以内 設備10年以内	1.30%～2.30%	0.45%～1.65%
経営支援貸付	経営支援	運転・設備	１億円	15年以内	1.10%～1.80%	0.10%
	売上減少		運転3,000万円 設備5,000万円	運転７年以内 設備10年以内	1.10%～1.80%	0.40%～1.50%
災害対策貸付	災害対策	運転・設備	運転3,000万円 設備5,000万円	運転７年以内 設備10年以内	1.10%～1.80%	0.40%～1.50%
	災害特例					0.20%～0.75%
	激甚災害				1.10%～1.60%	0%
	BCP				1.10%～1.80%	0.40%～1.50%
	消防団協力					
人材確保育成促進貸付		運転・設備	運転5,000万円 設備5,000万円	運転７年以内 設備10年以内	1.10%～1.80%	0.40%～1.50%
農業ビジネス進出支援貸付		運転・設備	5,000万円	運転７年以内 設備10年以内	1.30%	0.60%
経営者保証非提供促進貸付		運転・設備	運転3,000万円 設備5,000万円	運転７年以内 設備10年以内	1.10%～2.30%	0.40%～2.00%
経営力強化貸付		運転・設備	5,000万円	運転５年以内 設備７年以内	1.30%～1.80%	（５号）0.25% （一般）0.40%～1.05%

●市・町制度●

制度名			資金使途	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率
宮崎市	中小企業融資	一般資金	運転・設備	1,000万円	7年以内	2.25%	0.00%～0.65%（市補助）
		緊急経営支援資金		500万円		1.85%	
		短期資金	運転	300万円	1年以内		
	創業支援資金融資		運転・設備	1,500万円	10年以内	1.90%	
	小規模企業者特別融資		運転・設備	1,000万円	7年以内	1.85%	
都城市	中小企業特別融資		運転・設備	1,000万円	7年以内	2.10%	0.00%～0.65%（市補助）
	小口零細企業融資					1.90%	0.00%～0.85%（市補助）
延岡市	中小企業特別融資		運転・設備	1,000万円	7年以内	2.10%	0.00%～0.65%（市補助）
	小規模企業特別融資					1.70%	0.00%～0.85%（市補助）
日南市	中小企業特別融資		運転・設備	1,000万円	7年以内	2.10%	0.00%（市補助）
	小口零細企業特別融資					1.80%	
小林市	中小企業特別融資		運転・設備	1,000万円	運転5年以内 設備7年以内	2.10%	
	小口零細企業特別融資					1.90%	
日向市	中小企業特別融資		運転・設備	1,000万円	10年以内	2.10%	
	小規模企業特別融資					1.80%	
串間市	小規模事業者融資		運転・設備	1,000万円	7年以内	2.10%	
	小口零細企業融資					1.80%	
西都市	中小企業特別融資		運転・設備	1,000万円	運転7年以内 設備10年以内	2.15%	
	小規模事業者特別融資					1.95%	
えびの市	中小企業特別融資		運転・設備	1,000万円	7年以内	2.10%	
	小口零細企業融資					1.90%	
三股町	中小企業特別融資		運転・設備	500万円	7年以内	2.10%	0.00%（町補助）
	小規模企業特別融資					1.70%	
高原町	中小企業特別融資		運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	2.10%	
	小規模企業融資					1.90%	
国富町	小規模事業者特別融資		運転・設備	500万円	運転7年以内 設備10年以内	2.10%	
	小規模事業者小口融資					1.70%	
綾町	中小企業者特別融資		運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	2.10%	
	小規模企業者特別融資					1.90%	
高鍋町	中小企業特別融資		運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	2.10%	
	小口零細企業融資					1.90%	
新富町	中小企業特別融資		運転・設備	1,000万円	運転7年以内 設備10年以内	2.10%	
	小規模企業特別融資					1.70%	
木城町	中小企業特別融資		運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	2.10%	
	小規模企業特別融資					1.70%	
川南町	中小企業特別融資		運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	2.10%	
	小口零細企業融資					1.70%	
都農町	中小企業特別融資		運転・設備	1,000万円	運転7年以内 設備10年以内	1.80%	
	小規模企業特別融資					1.60%	
門川町	中小企業特別融資		運転・設備	500万円	7年以内	2.10%	
	小口零細企業融資					1.90%	
高千穂町	中小企業者特別融資		運転・設備	500万円	運転7年以内 設備7年以内	2.00%	
	小口零細企業融資					1.90%	
日之影町	中小企業特別融資		運転・設備	500万円	運転7年以内 設備7年以内	2.00%	
	小口零細企業融資					1.90%	
五ヶ瀬町	中小企業者特別融資		運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	2.00%	
	小口零細企業融資					1.90%	

＊事業者選択型経営者保証非提供制度に係る保証料の上乗せ分について
・事業者負担 … 宮崎市、都城市、延岡市、日南市、西都市、日向市、串間市、小林市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、川南町、門川町
・町　負　担 … 高鍋町、新富町、木城町、都農町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

◆この他にも多数の保証制度を取り扱っております。保証協会HP（https://www.miyazaki-cgc.or.jp）「保証制度」のページに各制度の詳細を掲載しておりますので、ご活用ください。

10 近年の業務実績及び保証承諾統計

近年の業務実績（５ヵ年分）

保証承諾

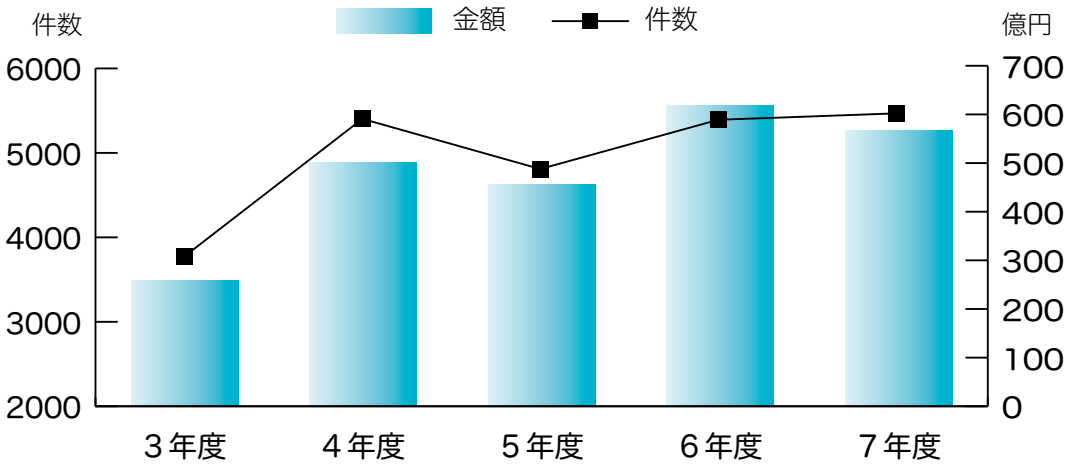

（単位：件、億円）

年　度	件　数	金　額	前年比
3	3,775	258	12.8%
4	5,403	502	194.6%
5	4,809	456	90.9%
6	5,392	619	135.8%
7	5,468	566	91.4%

保証債務残高

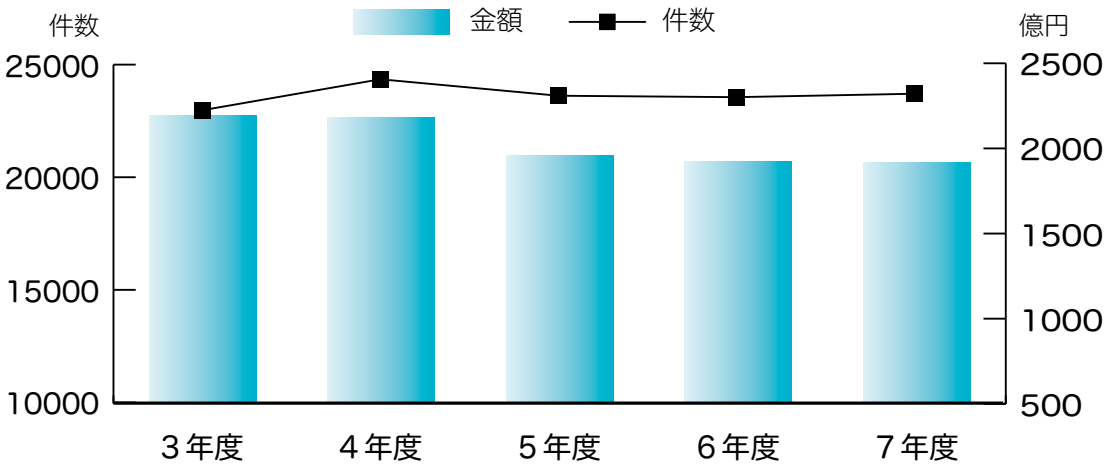

（単位：件、億円）

年　度	件　数	金　額	前年比
3	22,976	2,193	94.6%
4	24,350	2,184	99.6%
5	23,619	1,959	89.7%
6	23,555	1,923	98.2%
7	23,707	1,918	99.8%

代位弁済（元利計）

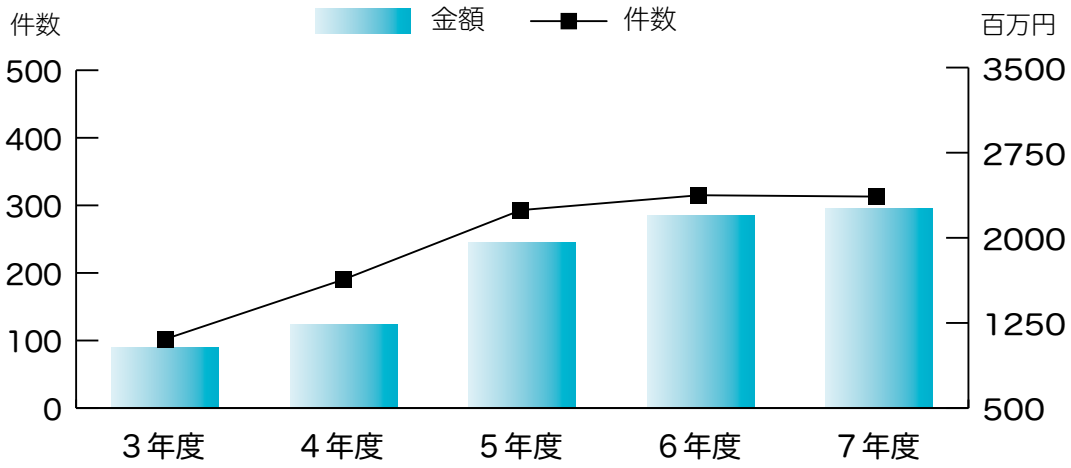

（単位：件、百万円）

年　度	件　数	金　額	前年比
3	102	1,030	129.3%
4	190	1,240	120.3%
5	293	1,959	158.0%
6	315	2,196	112.1%
7	313	2,259	102.8%

求償権回収金（元損計）

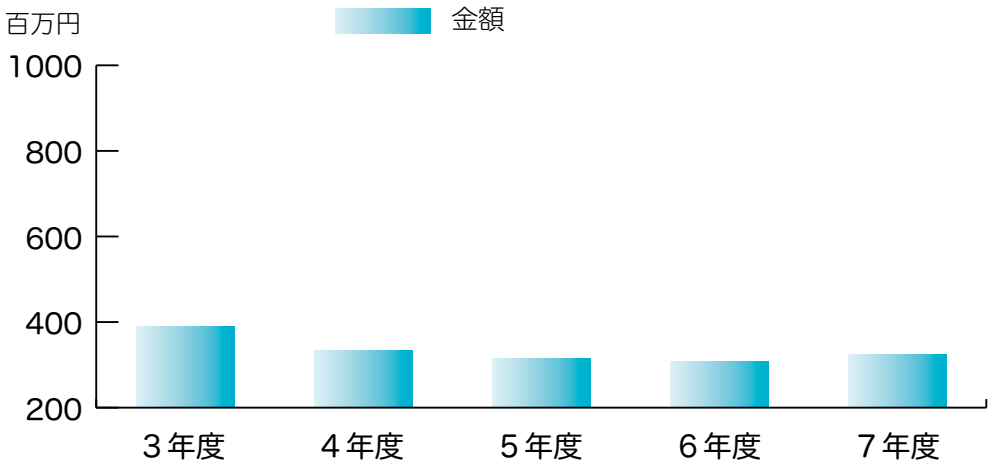

（単位：百万円）

年　度	金　額	前年比
3	389	94.7%
4	333	85.6%
5	316	94.8%
6	308	97.4%
7	325	105.6%

保証承諾統計（３ヵ年分）

金融機関群別　保証承諾

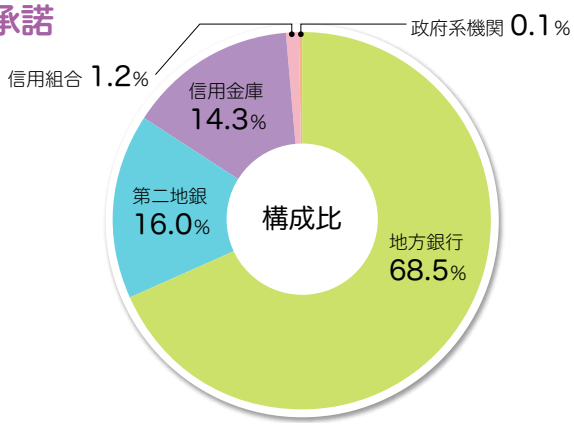

（単位：百万円）

区分	5年度 件数	5年度 金額	6年度 件数	6年度 金額	7年度 件数	7年度 金額	構成比	前年度比
都市銀行	0	0	1	50	0	0	0.0%	－
地方銀行	2,467	29,519	2,924	40,634	2,983	38,772	68.5%	95.4%
第二地銀	1,061	8,909	1,207	13,480	1,111	9,030	16.0%	67.0%
信用金庫	1,243	6,807	1,210	7,448	1,303	8,083	14.3%	108.5%
信用組合	35	338	47	292	67	654	1.2%	224.0%
政府系機関	3	36	3	35	4	62	0.1%	177.1%
その他	0	0	0	0	0	0	0.0%	－
合計	4,809	45,609	5,392	61,939	5,468	56,601	100.0%	91.4%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

制度別保証承諾

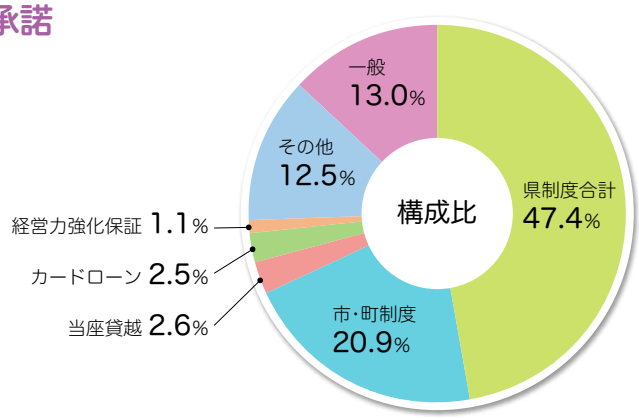

（単位：百万円）

区分	5年度 件数	5年度 金額	6年度 件数	6年度 金額	7年度 件数	7年度 金額	構成比	前年度比
経営支援貸付	749	16,883	1,089	24,342	9	184	0.3%	0.8%
経営安定･小規模企業経営安定貸付	618	6,810	804	10,079	1,136	14,618	25.8%	145.0%
経営力強化貸付	0	0	77	1,540	443	10,191	18.0%	661.8%
創業新分野進出支援貸付	52	380	61	528	78	680	1.2%	128.8%
農業ビジネス進出支援貸付	12	136	18	153	22	219	0.4%	143.1%
緊急経営対策貸付	127	1,607	17	280	7	161	0.3%	57.5%
その他	20	342	26	579	24	772	1.4%	133.3%
（県制度合計）	1,578	26,158	2,092	37,501	1,719	26,825	47.4%	71.5%
市・町制度	2,258	8,803	2,477	9,998	2,867	11,825	20.9%	118.3%
経営安定関連	0	0	2	50	1	2	0.0%	4.0%
根保証	0	0	0	0	0	0	0.0%	－
当座貸越	60	994	53	935	68	1,484	2.6%	158.7%
長期経営	0	0	0	0	0	0	0.0%	－
カードローン	167	905	262	1,079	311	1,399	2.5%	129.7%
特定社債	0	0	0	0	0	0	0.0%	－
流動資産担保	0	0	0	0	0	0	0.0%	－
経営力強化保証	0	0	14	339	12	623	1.1%	183.8%
伴走支援型特別保証	1	9	3	38	0	0	0.0%	0.0%
その他	491	4,037	206	5,670	194	7,069	12.5%	124.7%
一般	254	4,704	283	6,327	296	7,375	13.0%	116.6%
合計	4,809	45,609	5,392	61,937	5,468	56,602	100.0%	91.4%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

業種別保証承諾

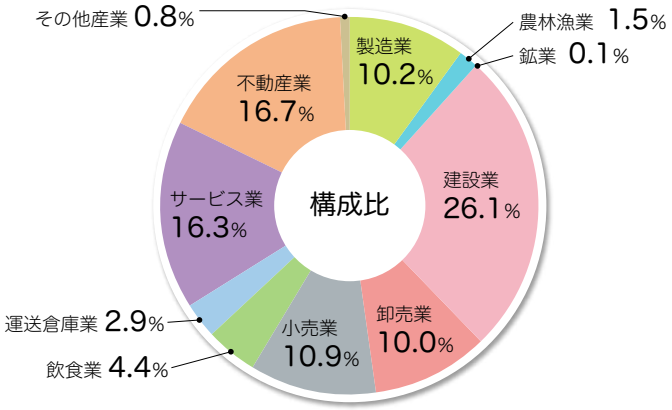

（単位：百万円）

区分	5年度 件数	5年度 金額	6年度 件数	6年度 金額	7年度 件数	7年度 金額	構成比	前年度比
製造業	458	5,588	514	7,033	533	5,769	10.2%	82.0%
農林漁業	116	1,156	92	1,014	87	872	1.5%	86.0%
鉱業	2	100	3	75	2	56	0.1%	74.7%
建設業	1,319	10,882	1,501	15,133	1,668	14,771	26.1%	97.6%
卸売業	358	4,932	434	7,435	368	5,648	10.0%	76.0%
小売業	669	5,030	696	6,667	691	6,190	10.9%	92.8%
飲食業	371	2,291	403	3,128	362	2,470	4.4%	79.0%
運送倉庫業	103	2,069	112	1,940	117	1,656	2.9%	85.4%
サービス業	1,058	9,369	1,130	10,961	1,086	9,243	16.3%	84.3%
不動産業	297	3,954	454	8,206	501	9,468	16.7%	115.4%
その他産業	58	237	53	348	53	458	0.8%	131.6%
合計	4,809	45,609	5,392	61,940	5,468	56,601	100.0%	91.4%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

金額別保証承諾

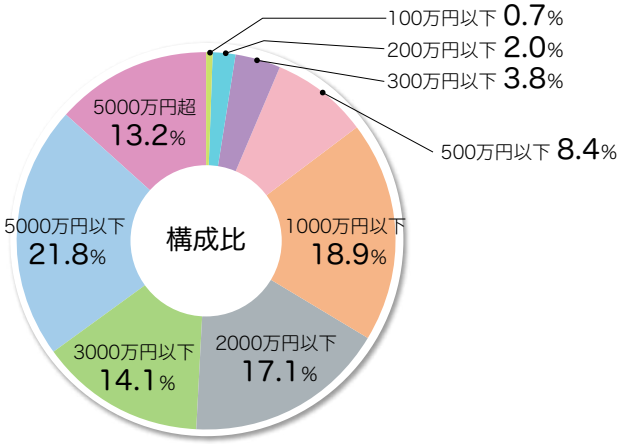

平均保証金額 【5年度】**9,484千円** 【6年度】**11,487千円** 【7年度】**10,351千円**

（単位：百万円）

区分	5年度 件数	5年度 金額	6年度 件数	6年度 金額	7年度 件数	7年度 金額	構成比	前年度比
100万円以下	362	321	333	281	446	379	0.7%	134.9%
100万円超～200万円以下	635	1,114	632	1,117	637	1,125	2.0%	100.7%
200万円超～300万円以下	767	2,176	736	2,066	755	2,138	3.8%	103.5%
300万円超～500万円以下	949	4,250	1,014	4,520	1,057	4,757	8.4%	105.2%
500万円超～1,000万円以下	1,079	8,912	1,221	10,095	1,297	10,725	18.9%	106.2%
1,000万円超～2,000万円以下	492	7,862	667	10,648	601	9,677	17.1%	90.9%
2,000万円超～3,000万円以下	231	6,117	323	8,570	296	7,974	14.1%	93.0%
3,000万円超～5,000万円以下	207	8,639	302	12,649	288	12,340	21.8%	97.6%
5,000万円超	87	6,218	164	11,992	91	7,486	13.2%	62.4%
計	4,809	45,609	5,392	61,938	5,468	56,601	100.0%	91.4%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

期間別保証承諾

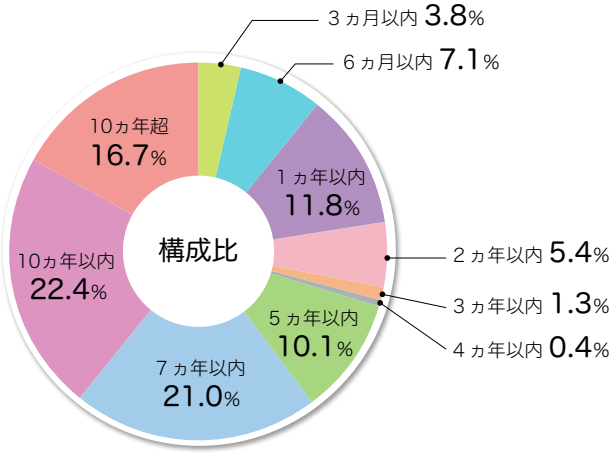

平均保証期間 【5年度】**71.6ヶ月** 【6年度】**77.0ヶ月** 【7年度】**68.2ヶ月**

（単位：百万円）

区分	5年度		6年度		7年度			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	構成比	前年度比
3ヵ月以内	135	922	168	1,341	251	2,125	3.8%	158.5%
3ヵ月超～6ヵ月以内	222	2,173	320	3,449	385	4,028	7.1%	116.8%
6ヵ月超～1ヵ年以内	461	5,190	391	5,324	448	6,673	11.8%	125.3%
1ヵ年超～2ヵ年以内	481	2,460	368	2,146	432	3,079	5.4%	143.5%
2ヵ年超～3ヵ年以内	142	374	107	303	171	708	1.3%	233.7%
3ヵ年超～4ヵ年以内	64	195	82	240	88	235	0.4%	97.9%
4ヵ年超～5ヵ年以内	615	2,680	668	3,440	891	5,718	10.1%	166.2%
5ヵ年超～7ヵ年以内	1,496	7,972	1,704	10,189	1,875	11,898	21.0%	116.8%
7ヵ年超～10ヵ年以内	1,018	19,165	1,336	27,552	656	12,679	22.4%	46.0%
10ヵ年超	175	4,478	248	7,954	271	9,459	16.7%	118.9%
計	4,809	45,609	5,392	61,938	5,468	56,602	100.0%	91.4%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

資金使途別保証承諾

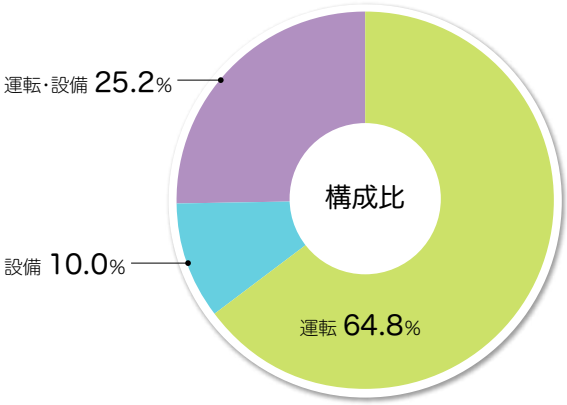

（単位：百万円）

区分	5年度		6年度		7年度			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	構成比	前年度比
運転	3,308	33,616	3,680	44,348	3,597	36,687	64.8%	82.7%
設備	701	4,237	751	4,867	858	5,668	10.0%	116.5%
運転・設備	800	7,755	961	12,724	1,013	14,246	25.2%	112.0%
合計	4,809	45,609	5,392	61,939	5,468	56,601	100.0%	91.4%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

代位弁済

金融機関別代位弁済

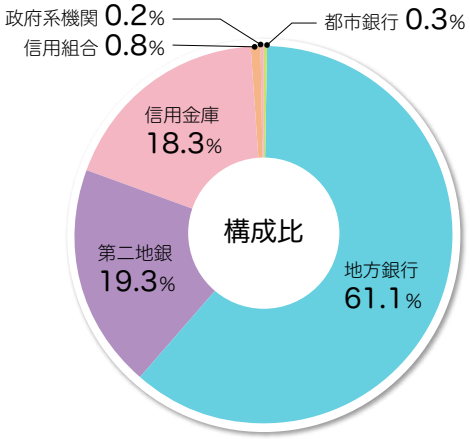

平均代位弁済額 【5年度】**6,687千円** 【6年度】**6,972千円** 【7年度】**7,216千円**

（単位：千円）

区分	5年度		6年度		7年度			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	1	13,832	1	44,457	1	7,507	0.3%	16.9%
地方銀行	150	1,184,430	159	1,353,684	165	1,380,780	61.1%	102.0%
第二地銀	73	342,959	78	488,668	64	435,906	19.3%	89.2%
信用金庫	64	373,849	75	302,484	81	412,867	18.3%	136.5%
信用組合	5	44,144	2	6,786	1	17,071	0.8%	251.6%
政府系機関	0	0	0	0	1	4,489	0.2%	-
その他	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
合計	293	1,959,214	315	2,196,079	313	2,258,620	100.0%	102.8%

※千円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

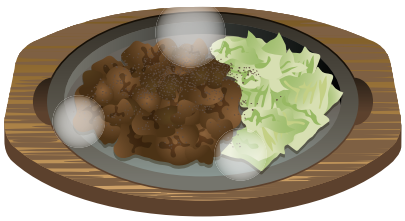

業種別代位弁済

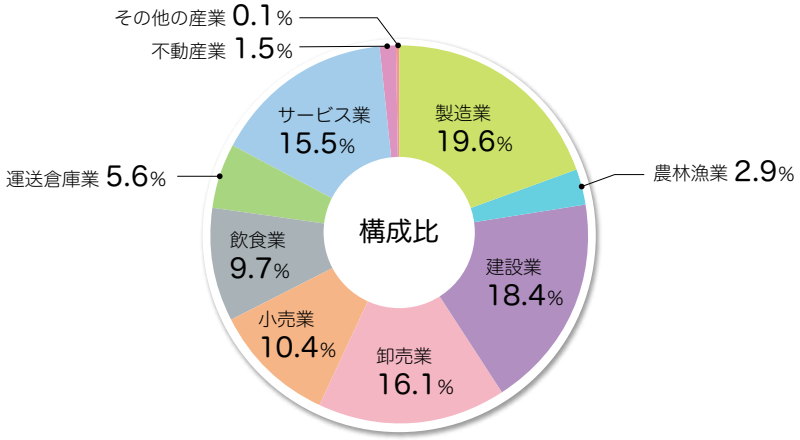

（単位：千円）

区　分	5年度		6年度		7年度			
	件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額	構成比	前年度比
製　造　業	21	246,934	41	289,299	39	443,400	19.6%	153.3%
農　林　漁　業	7	115,976	5	36,971	12	66,483	2.9%	179.8%
鉱　業	1	27,726	0	0	0	0	0.0%	-
建　設　業	60	446,346	53	269,208	57	416,356	18.4%	154.7%
卸　売　業	29	274,223	22	205,806	31	364,411	16.1%	177.1%
小　売　業	45	215,038	59	336,998	54	234,446	10.4%	69.6%
飲　食　業	58	191,421	62	323,704	51	219,518	9.7%	67.8%
運送倉庫業	11	87,359	8	100,889	7	126,980	5.6%	125.9%
サービス業	52	306,156	56	566,232	53	350,641	15.5%	61.9%
不　動　産　業	4	18,718	5	45,034	6	34,219	1.5%	76.0%
その他の産業	5	29,317	4	21,937	3	2,166	0.1%	9.9%
合　計	293	1,959,214	315	2,196,078	313	2,258,620	100.0%	102.8%

※千円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

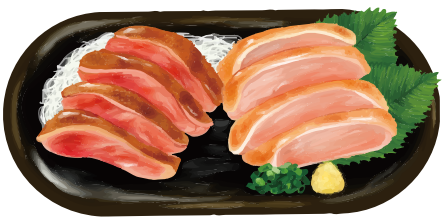

11 役員・組織体制

役員名簿

（令和８年７月１日現在）

役職名	氏　名	備　考	
会　長	平山文春	常　勤	
専務理事	国部　直	常　勤	
常務理事	水谷洋三	常　勤	
理　事	児玉浩明	非常勤	宮崎県商工観光労働部長
理　事	清山知憲	非常勤	宮崎市長（宮崎県市長会）
理　事	杉田浩二	非常勤	株式会社宮崎銀行頭取
理　事	黒木　浩	非常勤	株式会社宮崎太陽銀行頭取
理　事	近藤真司	非常勤	宮崎県信用金庫協会会長
理　事	竹山道彦	非常勤	商工組合中央金庫宮崎支店長
理　事	米良充典	非常勤	宮崎県商工会議所連合会会頭
理　事	淵上鉄一	非常勤	宮崎県商工会連合会会長
理　事	三輪純司	非常勤	宮崎県中小企業団体中央会会長
監　事	柳原和行	常　勤	
監　事	工藤経芳	非常勤	公認会計士
監　事	半渡英俊	非常勤	木城町長（宮崎県町村会）

組織機構図

（令和８年４月１日現在）

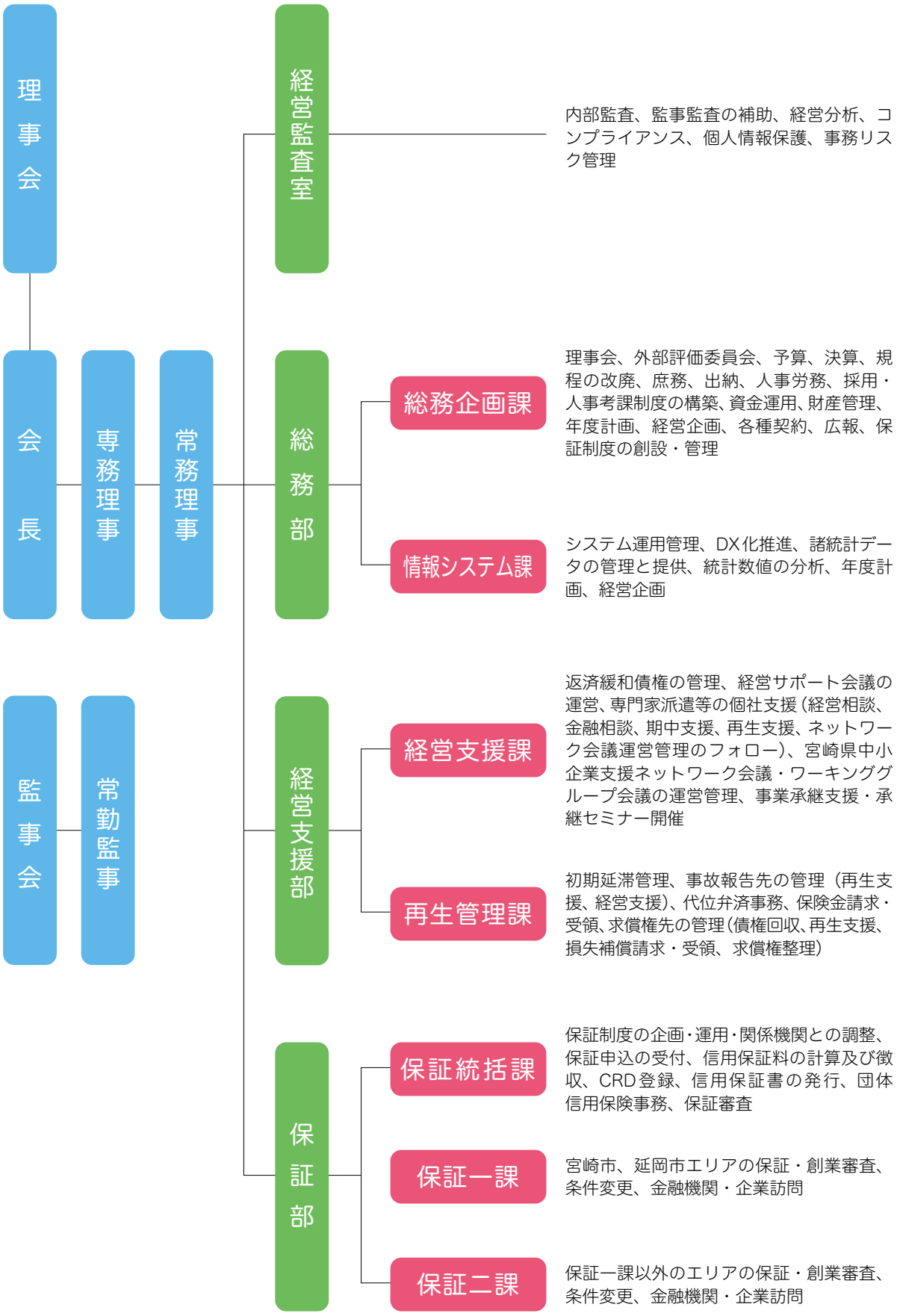

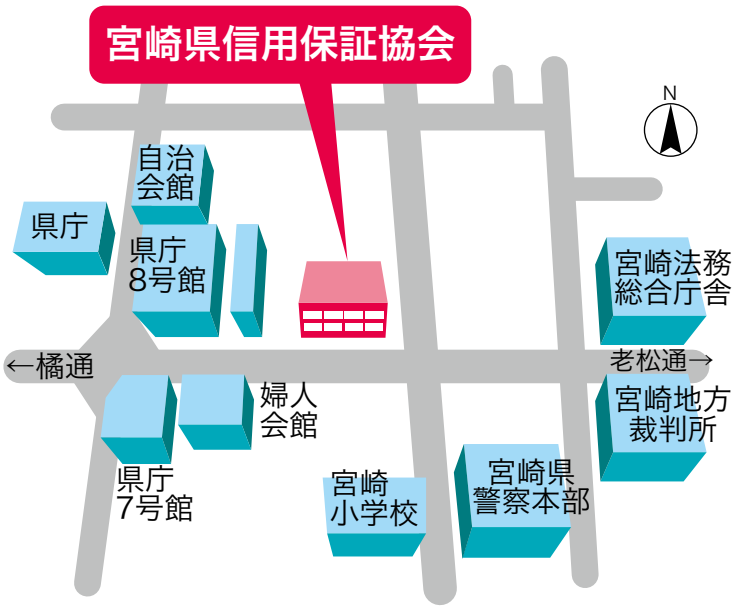

連　絡　先

〒880-0804 宮崎市宮田町２番 23 号

総　務　部	TEL.(0985)24-8251	FAX.(0985)32-2187
保　証　部	TEL.(0985)24-8253	FAX.(0985)24-8102
経営支援部 経営支援課	TEL.(0985)89-0022	FAX.(0985)22-4155
経営支援部 再生管理課	TEL.(0985)24-8252	FAX.(0985)22-4155

宮崎県信用保証協会のホームページ

当協会のホームページには、信用保証に関する基本的なことや各種保証制度の
ご紹介など、保証に関する情報を幅広く掲載していますので、是非ご活用ください。

https://www.miyazaki-cgc.or.jp

Miyazaki
Guarantee Report
2026

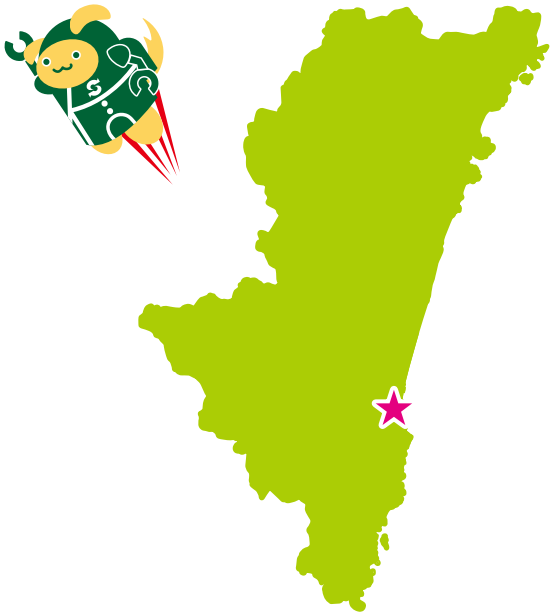

ディスクロージャー誌2026

令和８年度 宮崎県信用保証協会の現況

令和８年９月発行

宮崎県信用保証協会　総務部 総務企画課
〒880-0804 宮崎市宮田町2番23号
TEL：0985-24-8251　FAX：0985-32-2187
https://www.miyazaki-cgc.or.jp/

HP

LINE公式アカウント